総務課介護保険指導室

1 指導監督業務の適切な実施について

介護サービス事業者(以下「事業者」という。)に対する指導監督については、高齢者の尊厳を保持し良質なケアが提供される体制を継続させること及び高齢者への虐待を防止することにより、介護保険制度への信頼性を維持し、制度の持続可能性を高めるための重要な役割の一翼を担っている。

制度創設以来、介護サービス事業所・施設(以下「事業所」という。)が増加するとともに、制度改正に伴うサービス種類の増加、加算等の充実、高齢者向け集合住宅に居宅サービス事業所が併設された事業形態の増加など、指導監督に関わる環境は変化している。

こうした変化に対応しつつ、利用者の自立支援及び尊厳の保持を図るため、指導監督業務における集団指導や実地指導をより効果的かつ効率的に実施することが求められる。 各自治体においては、指導監督の目的を踏まえ、これらに対応した機能性の高い指導監督が行えるよう、以下の事項に留意の上、指導監督にあたっていただくようお願いしたい。

(1) 実地指導の標準化・効率化の推進について

① 実地指導の標準化・効率化運用指針

事業所に対する実地指導については、昨年5月に「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針について」(令和元年5月29日老指発0529第1号 厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長通知)を発出し、「実地指導の標準化・効率化等の運用指針」(以下「標準化・効率化指針」という。)を定めたところである。各自治体におかれては標準化・効率化指針の趣旨・目的、内容を踏まえて実地指導を実施していただくようお願いする。

実地指導は「監査」とは異なり、あくまで事業所の育成・支援を基本とし、介護サービスの質の確保及び適正な保険請求を促すことを目的として実施されるものであり、各事業所における利用者の生活実態、サービス提供状況、報酬基準の適合状況等を直接確認しながら事業者の気づきを促すなど、よりよいケアの実現を図るために有効な取組みである。

事業所が年々増加傾向にある中で(平成30年4月1日現在30.6万事業所)、平

成30年度の都道府県市の実地指導の実施率は、全国平均で18.3%に留まっており、全国平均を大きく下回っている自治体もあることから、指定の有効期間(6年)内に一度も実地指導を受けていない事業所が一定割合存在するということになる。標準化・効率化指針は、こうした状況を背景に、「標準確認項目」及び「標準確認文書」を定めることで実地指導における効率化を図り、事業所側・行政機関側双方の事務負担を減らすことを目指している。

厚生労働省としては、少なくとも指定の有効期間内に1回は実施指導が行われることが望ましく、長期間にわたり実地指導を受けない事業所が多く存在することは、ひいてはサービス利用者の不利益につながる可能性が高いと考えている。

ついては、各自治体におかれては、標準化・効率化指針に基づき、より積極的な実 地指導の実施をお願いするとともに、特に指定の有効期間内に1回も実地指導を受け ていない事業所に対しては、事業所の基準違反等の未然防止を念頭に、サービスの質 の確保及び利用者保護のため積極的に実施されたい。

なお、標準化・効率化指針に基づく実地指導において、確認しないこととした項目や文書であっても、法令等の遵守は事業者の責務であり、確実に遵守すべきことはいうまでもないことである。仮に実地指導において指定基準違反や不正請求等が疑われる場合には、事実関係を的確に把握するため「監査」を実施し、標準確認項目及び標準確認文書以外のものについても調査することについて集団指導等を通じて事業者に対し周知されたい。

② 介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会

少子高齢社会を背景に介護現場の人材不足が深刻さを増している中、介護現場の業務を効率化し、介護職員等が利用者へのケアに集中できるようにすることや自治体の負担軽減につなげるため、社会保障審議会介護保険部会に「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」(座長:野口晴子 早稲田大学政治経済学術院教授)が設置され、指定申請、報酬請求及び指導監査の各分野に関連する文書について、それぞれ簡素化、標準化、ICT等の活用の3つの観点から議論が行われた。

その中間取りまとめ(令和元年12月4日公表)において、標準化・効率化指針の 一層の周知徹底を図ることとされたほか、各自治体に対し特に次の点についての取組 を依頼するよう示されたところである。

- ① 事業所に対し資料(文書等)の提出を求める場合の内容の重複防止
- ② 実地指導時の既提出文書の再提出不要の徹底
- ③ ICT を活用し関係書類を管理している事業所に対する実地指導においては、事業所のPC 画面上で書類を確認するなど、事業者に配慮した実地指導を行うことのいては、以上を踏まえ、文書に関する負担軽減の観点から実地指導業務の点検及

また、上記中間取りまとめにおいて1~2年以内の取組として

「実地指導の頻度については多くした方が適正運営につながるとの意見と、過去の実績に応じて実地指導の間隔を延ばすことも可能との意見と、両方の意見がある。また、併設事業所について実地指導を同一日にして欲しいとの要望がある。これらを踏まえ、適切な事業所運営を担保することを前提に、実地指導の実施頻度等について、さらなる効率化が図られるよう検討を行う。」

とされたところである。

び必要な見直しを図られたい。

このため、厚生労働省においては、今後、標準化・効率化指針に基づく実地指導の 実施状況等を把握するとともに、実地指導の実施頻度を含め、同指針の見直しの検討 に資するため全国の自治体を対象にアンケート調査を行う予定であるので、御協力い ただくようお願いする。

(2)集団指導等の実施

集団指導は、事業者が適正なサービス提供を行うために遵守すべき制度内容の周知 徹底等を図るものであるため、毎年度、所管するすべての事業所を対象に実施願いた い。

また、集団指導に当たっては、

- ・実地指導や監査において指摘の多かった事項
- ・行政処分を行った事業所がある場合には、処分の原因となった不正の概要やその 要因

等について分析を行い、注意喚起を図るなど、介護保険制度の理解やサービスの質の向上を促すとともに、不正事案等の発生の未然防止や実地指導の効率化等に資するよ

う、その内容や実施方法について工夫されたい。

さらに、労働関係法令違反が事業所の指定拒否や取消等の事由となる場合もあることなどから、集団指導等の実施に当たり、都道府県労働局に情報提供の上、当該都道府県労働局の職員から労働関係法令について周知する時間を設けるなどの対応をお願いしたい。

このほか、事業開始時から指定基準や報酬請求に関する理解が不十分であること等により行政処分の対象となる事例も見られるが、指定時に説明会を開催して注意事項を伝達している自治体もあるので、こうした取組みも参考に、指導監督の効率化に資する観点も考慮した対応も検討されたい。

なお、小規模な自治体等、単独の自治体のみで集団指導を行うことが困難な場合や 非効率な場合は、複数自治体の合同による集団指導の実施や、都道府県が都道府県内 で共通の資料を作成し支援する等、地域の実情に応じ効果的かつ効率的な対応を検討 されたい。

(3) 現行の介護保険施設等実施指導マニュアルについて

介護保険施設等に対する実地指導については、上記(1)において、指定基準の適合性の確認を行う上での標準的な確認項目、確認書類をお示しし、これにより自治体が行う実地指導の標準化・効率化を図ったところであるが、今後は、適正な報酬請求の確認事務の標準化・効率化を推進するため、現行の介護保険施設等実地指導マニュアル(平成19年2月7日付け厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長通知「介護保険施設等実地指導マニュアルについて(通知)」)の見直しを行う予定である。

このため、令和元年度老人保健健康増進等事業「介護保険施設等実地指導マニュアルの在り方に関する調査研究」(国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター)において全自治体に対しアンケート調査等を実施し、見直しに向けた論点整理を行っているところである。

令和2年度においては、令和元年度に得られた成果を基に、介護保険施設等実地指導マニュアルにおける報酬請求事務の確認の在り方について検討を行い、介護保険施設等実地指導マニュアルの改正案を作成することを予定しており、各自治体のご協力を依頼することもあり得るので、ご了知願いたい。

(4) 不正事案等における厳正な対応

介護保険制度における指導監督は、「介護保険施設等の指導監督について」(平成 18年 10月 23日付け老発第 1023001 号厚生労働省老健局長通知)を踏まえ実施している。

当該通知では、サービスの質の確保・向上を図ることを主眼とする「指導」と、指定基準違反や不正請求等が疑われる場合に指定基準や報酬請求の内容等について挙証資料等をもとに把握し、介護保険法第5章に定められた権限を行使する「監査」とを明確に区分している。

各自治体においては、個々の事案を踏まえて「指導」と「監査」を適切に組み合わせて、効果的な指導監督を実施していただくようお願いする。

毎年度、運営基準違反や介護報酬の不正請求、利用者への虐待行為等により、指定 取消等の処分が行われているが、こうした事案は、利用者に著しい不利益が生じるの みならず、介護保険制度全体の信頼を損なうものでもある。とりわけ虐待行為は、利 用者の尊厳を失わせる極めて重大な問題であり、「介護保険施設等指導指針」(以下「指 導指針」という。)において、あらかじめ通知したのではサービス提供状況が確認でき ない場合には、事前に通知することなく実地指導を行うことも可能としている。

各自治体においては、通報、苦情等により、不正が疑われる事案を把握した場合には、的確に監査を行い、不正が確認された場合には、指定取消や指定の効力停止等の厳正な対応をお願いしたい。

指定取消等の処分を行った際には、利用者保護の観点から、代替事業者によるサービスの継続的利用が可能となるよう、関係自治体や居宅介護支援事業所等とも連携して、当該事業者に対して受け入れ先の確保を図るよう指導されたい。

また、居宅サービス事業所において不正があった場合、給付管理を行っていた居宅 介護支援事業所で不正の幇助が確認され、指定取消等の処分が行われる事案も見受け られる。

このため、各市町村等においては、不正があった居宅サービス事業所の利用者の給付管理を行っていた居宅介護支援事業所において、給付管理上の問題やサービス提供に係るマネジメント上の問題がなかったか、実地指導や必要に応じて監査を実施して

確認いただくようお願いしたい。

なお、最近の行政処分等に関する全国的な傾向については、資料を後掲しているので参考にされたい。

(5) 住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅における過剰なサービス提供について

住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅やといった高齢者向け住まい (以下「高齢者向け集合住宅」という。)は、高齢者の多様な住まいのニーズの受け皿 として重要な役割を果たしている一方で、併設する介護事業所から過不足のないサー ビスが提供されているかどうかといった様々な課題も指摘されている。このため、平 成 30 年度予算において、これらの事業所に対する重点的な実地指導が推進されるよ う、体制整備を支援する「高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業」を創設 し、実施している。

令和2年度においては、集合住宅関連事業所への実地指導の実施回数が多い自治体 について、実施要綱を一部改正し、補助上限額の見直しを行うこととしているので、 本事業の積極的な活用について検討をお願いしたい。

〔事業概要〕

- ・高齢者向け集合住宅の入居者に介護サービスを提供している事業所に対して重点 的に実地指導を行う場合に、それらに要する経費を補助
- ・事業の全部もしくは一部を指定都道府県事務受託法人又は指定市町村事務受託法 人へ委託可能
- ・補助基準額は、1自治体あたり次の表のとおり実地指導を行う集合住宅関連事業 所数ごとの上限とし、予算の範囲内で交付するものとする。

1 集合住宅数	2 集合住宅関連事業所数	3 補助額上限
	5以上19事業所以下	3,000 千円
5 箇所以上	20以上29事業所以下	<u>4,500</u> 千円
	30事業所以上	6,000 千円

(注) 下線変更点

(6) 指導監督の実施における留意点について

① 関係自治体等との連携

地域密着型サービスについては複数の市町村が指定している場合があるほか、居 宅介護支援事業所の指定権限が市町村移譲されて以降、サービス提供を行う事業所 と給付管理を行う居宅介護支援事業所の指定権者が異なる場合が出てくるなど、複 数の自治体が合同で実地指導や監査を行って不正事案等に対応することが、これま で以上に求められる。

また、事業所で不正等が判明した場合には、同一の事業者が運営する他事業所や介護サービス以外の保健福祉サービスにおいて不正等が疑われることもある。

このため、必要に応じて関係自治体や医療、障害者福祉、生活保護等の関係部局 と実地指導や監査の実施結果等について情報共有を図るなど、十分な連携を図られ たい。

② 老人福祉法に基づく老人福祉施設に対する指導監査について

「老人福祉施設に係る指導監査について(通知)」(平成 12 年 5 月 12 日老発第 481 号厚生省老人保健福祉局長通知)においては、老人福祉法第 18 条の規定に基づく老人福祉施設に対する指導監査の基本的事項を「老人福祉施設指導監査指針」により定めている。

この中で、「一般監査は、原則として毎年1回は、実地に全対象老人福祉施設に対し行うこととする。ただし、前年度における一般監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる老人福祉施設等については、書面による一般監査の実施が認められるものとする。」としているが、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」(平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定)に基づく平成30年地方からの提案募集において、社会福祉法人が経営する社会福祉施設への施設監査(一般監査)周期の見直し(以下「措置の内容」参照)の提案が行われている。

(措置の内容)

前年度における施設監査(一般監査)の結果、適正な運営が確保されていると 認められた社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設等、児童福祉施設、生 活保護法による保護施設)への一般監査(実地)の周期について、社会福祉法人への法人監査と同時に実施できるようにするため、現行の原則2年に1回を、原則3年に1回に見直すよう求める。なお、運営上、問題のある施設については、翌年度も実地による施設監査を行う。

この提案事項については、平成30年12月25日に地方分権改革に関する「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」(以下「閣議決定抜粋」参照)により次のとおり閣議決定されたところである。

(閣議決定抜粋)

- (21) 老人福祉法(昭38法133)
- (ii) 老人福祉施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の 軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務 を効率化する方向で検討し、2019 年度中に結論を得る。その結果に基づい て必要な措置を講ずる。

老人福祉法に基づく老人福祉施設の施設監査(一般監査)(以下「施設監査」という。)の効率化方策については、1の(1)②で述べたとおり、「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」中間取りまとめにおいて、介護保険の指導監査の時期の取り扱いについて、「1~2年以内の取組」として、「適切な事業所運営を担保することを前提に、実地指導の実施頻度等について、さらなる効率化が図られるよう検討を行う」こととされたことから、介護保険施設との整合的な見直しを図るため、同委員会での結論を待って必要な見直しを進め、令和2年度中に結論を得る予定である。

③ その他

・非常災害への対応については、事業所の利用者には自力での避難が困難な方も含まれている場合があることから、集団指導等において、利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備について徹底するようお願いしたい。また、実地指導において、事業所が所在する地域の環境を踏まえた非常災害対策計画の策定や避難訓練が行われているか確認し、必要に応じた助言等をお願いしたい。

・昨今、セクシャル・マイノリティの人権に関しての報道等が取り上げられることが多くある。人格を尊重する点においては、高齢者虐待はもとより、「LGBT」 (※)といった性的指向・性自認を持つ方に対しても配慮するよう、介護保険施設等の指導に際しては、介護保険法、指定基準の規定を踏まえ、利用者の意思・人格を尊重したサービス提供に努められるよう、指導の徹底をお願いしたい。 ※LGBT…レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー

(7) 指導監督等担当職員等研修の実施について

〇 指導監督等担当職員等研修の実施について

指導監督業務については、自治体間における指導内容の差異等が指摘されている ほか、限られた人的資源の制約の中で効率的・効果的に実施していくことが求めら れている。

そのため、厚生労働省においては、介護保険における指導監督業務の標準化に向けて、運営基準や介護報酬の解釈に関するQ&Aのホームページによる情報提供、実地指導マニュアルの改訂等の取組みに加え、指導監督に係る専門的な知識の習得等により指導監督業務に携わる担当職員の資質向上を図るための研修を開催してきた。

来年度の研修については、概ね次の内容で検討を進めているが、詳細が決まり次 第お知らせすることとしているので、担当職員等の研修機会の確保にご配慮願いた い。

令和2年度 介護保険指導監督等都道府県職員等研修(検討中)

○日 程:令和2年夏~秋頃に開催予定(研修期間は各2~3日間)

1 都道府県・指定都市・中核市向け研修

第1回 都道府県職員 第2回 指定都市・中核市職員

〇会 場:東京都内

○対象者:各都道府県(出先機関含む)及び指定都市、中核市において指導監督、業務管理体制

の監督業務に従事している職員

2 厚生労働省所管事業者向け研修

○会 場:東京都内

○対象者:介護サービス事業者のうち、厚生労働省が所管する事業者で、法令等遵守を担当する

部門の役職員

(法令遵守責任者、又は法令遵守担当部門に従事している業務管理体制の整備を担

当する職員)

令和2年度 介護保険指導監督等市町村職員研修(検討中)

○日 程:令和2年夏頃~秋頃の間に開催予定(研修期間は各2~3日間)

○会場:全国7か所程度を予定

○対象者:一般市町村等において指導監督、業務管理体制の監督業務に従事している職員

2. 事業者の業務管理体制に関する監督について

介護保険法においては、法令等遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案等の不正行 為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るため、業務 管理体制の整備を事業者に義務づけている。

事業者が、質の高いサービスを提供していくためには、とりわけ法人役員、法令遵守 責任者及び各事業所の管理者が、自ら法令等遵守の重要性について認識を深め、率先し て改善を図っていくことが重要である。

各自治体においては、業務管理体制の整備を義務づけた趣旨を改めて確認いただき、 事業者に対する適切な助言等をお願いしたい。

(1)業務管理体制に関する届出事務等の適正な実施について

業務管理体制整備に関する届出は、介護保険事業に新たに参入したとき、届出事項に変更が生じたとき又は届出先の区分に変更が生じたときは、遅滞なく行うこととされている。

当室が行った都道府県等への事務ヒアリングにおいて、

・届出が未提出となっている事業者に対して届出を指導していない

・業務管理体制の整備に関する制度等の周知が不十分 といった自治体が見受けられた。

各自治体においては、新規指定申請時、指定更新時、集団指導、実地指導といった 事業者と接する機会を捉えて、制度の周知や届出が未提出となっている事業者に提出 を指導するなど、届出受理業務に遺漏のないようお願いしたい。

また、届出を受けている事業者数と業務管理体制データ管理システムでの事業者数に相違がある自治体が見受けられることから、新規参入時の登録及び変更事項については、その都度遅滞なく入力を行い、相違が生じないよう確認をお願いしたい。加えて、業務管理体制整備に関する届出が行われていないことは、当然法令違反であることを認識の上、ご指導願いたい。

なお、事業者が関係書類を持参して届け出ている場合において郵送により届け出る ことで事業者の事務負担の軽減が期待できる場合には、郵送化を推奨されたい。

(2) 業務管理体制に関する確認検査について

① 一般検査

一般検査は、事業者が整備した業務管理体制について、定期的にその運用実態の報告を求め、当該事業者の規模や組織形態等を勘案した上で有効に機能する仕組みとなっているか確認し、事業者の自主的な改善に向けて助言を行うものである。

一般検査の実施方法については、事業者の業務管理体制の整備・運用状況を適切 に確認できる方法であれば、実地検査に限らず書面によることも差し支えなく、事 業所指導に付加した一体的実施や社会福祉法人に対する指導監査と併せて行うこと も可能としている。

当室が行った都道府県等への事務ヒアリングにおいて、

- ・一般検査を実施していない
- ・書面検査で確認された不備について事業者に必要な指導を行っていない
- ・書面検査に応じない事業者に対して提出を督促していない

といった自治体が見受けられた。

各自治体においては、計画的に一般検査を実施して事業者に対して必要な改善を 促すとともに、検査結果等を活用して集団指導等において業務管理体制の運用の参 考となるような情報を提供する等の取組みを検討されたい。

また、書面検査も介護保険法に基づく検査であることから、未提出となっている 事業者に対しては督促を行い、督促に応じない場合は実地で検査を行うなどの対応 も検討されたい。

② 特別検査

事業所の指定等取消処分相当事案が発生した場合には、当該事業所を運営する事業者に対して特別検査を行うこととしている。実施にあたっては、連座制の適用を判断するための役員等の不正行為への組織的関与の有無の確認にとどまらず、不正行為を未然に防止できなかった業務管理体制の不備についても検証し、必要に応じて改善勧告等を行われたい。

また、特別検査の実施の契機は、指定等取消処分に至った事案に限らず、効力停止処分の事案についても積極的に行い、以後、介護サービスが適切に提供されるよう、業務管理体制の不備について検証し、再発防止策の策定等の改善を求められたい。

なお、役員等の組織的関与が認められた場合には、連座制の適用によって同一サービス類型内の新規指定及び既存の他事業所の指定更新が行われないため、適用を受けた事業所の利用者は別の事業者が運営する事業所に移らなければならないといった不利益が生じることとなる。各自治体においては、こうした事案が生じないよう、様々な機会を通じて法令等を遵守した適正な事業運営の指導を徹底されたい。

(3) 業務管理体制監督権限の権限移譲について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和元年法律第26号。以下「第9次分権一括法」という。)が令和元年5月31日に成立し、同年6月7日に公布されたところである。この第9次分権一括法により介護保険法の一部が改正され、業務管理体制にかかる以下の事務・権限が令和3年4月1日より都道府県から中核市へ移譲されることとなる。

(都道府県から中核市へ移譲される事務・権限)

○全ての事業所等が一の中核市の区域内にある事業者の業務管理体制の届出の受理等

このため、中核市においては必要な体制等の整備を図るとともに、各都道府県においては円滑な事務の引き継ぎ等にご協力願いたい。

なお、厚生労働省としては、令和3年4月の施行に向けて、国主催の研修会等において、新たに増える業務に係る知識・情報をお伝えするとともに、実務担当者間での情報交換の場を設けるなど、中核市が円滑に新しい事務を実施できるよう努めてまいりたい。

(4) 業務管理体制監督権者と指定権者の連携

広域的に事業展開する事業者の場合、事業所の指定権者と業務管理体制の監督権者が異なる場合には、事案に応じて厚生労働省、都道府県及び市町村が密接に連携を図る必要があることから、円滑に指導監督業務を実施できるよう、関係機関の情報共有について十分ご配意願いたい。

また、指定等取消処分相当事案が発生した場合には、指定権者から監督権者に対して速やかに情報提供を行い、特別検査の実施を要請していただくようお願いしたい。

3. 国と自治体との情報共有及び指導監督体制の整備等について

(1) 事業所に対する処分を行う場合の情報提供等

事業所の指定取消等の処分を行う際には、「介護保険法第 197 条第2項に基づく介護保険施設等に対する介護保険法第5章の規定により行う行政処分に関する報告等について」(平成28年3月30日付け老指発0330第1号厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長通知)に基づき、聴聞や弁明の機会の付与の手続を行う前の段階で当室へ必ず情報提供していただくよう引き続きお願いする。これについては、聴聞等の後に報告される事案も見受けられることから、報告時期に留意されたい。

また、一般市町村等が行う地域密着型サービス事業所、総合事業を実施する事業所及び居宅介護支援事業所に対する処分については、都道府県経由で情報提供していただくこととしているので、都道府県においては、遺漏のないよう管内市町村に周知さ

れたい。

加えて、各自治体において特別検査を行った場合についても、速やかに当室あて情報提供していただくよう、引き続きお願いしたい。

(2) 自治体における指導監督体制の整備

一部の自治体においては、自治体の指導監督体制に比して所管する事業所数が多く、また、急な監査業務等のため、事業所に対する十分な指導が行われていないところもある。各自治体においては、サービスの質の確保・向上を図る観点から、適切な指導監督が実施できるよう、必要な人員の配置や介護保険制度を熟知した担当者の配置、指定都道府県事務受託法人や指定市町村事務受託法人制度の活用の検討など、実施体制の整備について、引き続きお願いしたい。

また、介護サービスの専門的知見を踏まえた事業所のケアの質の向上を図る観点から、必要に応じて実地指導を担当する職員に介護支援専門員等の資格を有する職員等を積極的に活用することも検討願いたい。

(3) その他

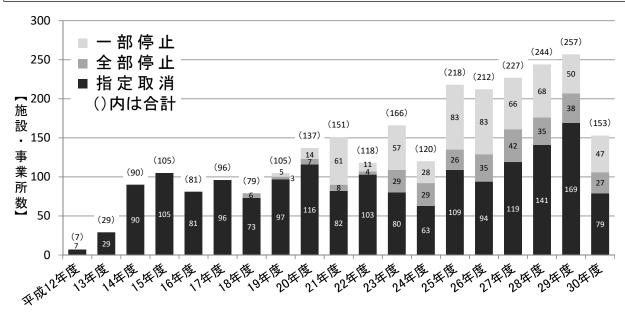
令和2年度においても、当室において、都道府県、指定都市、中核市のほか、一部の一般市町村に対する事務ヒアリングを実施するとともに、事業者等との意見交換会などを実施する予定であるので、ご了知願いたい。

なお、各自治体における指導監督の実施状況等について、 引き続き報告を依頼する こととしているので、ご協力願いたい。

参考資料

1. 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・ 事業所等内訳【年度別】(平成12年度~30年度) (図1)

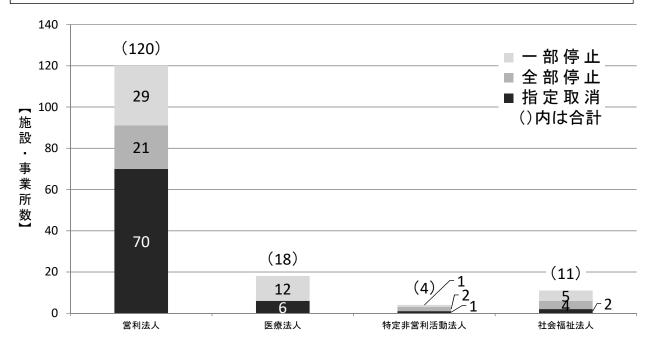
指定取消・効力の停止処分のあった施設・事業所数(合計):2,595事業所



- 注:1)件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
 - 2) 平成27年度以降には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。
 - 3) 効力の停止処分は、平成18年度から施行された。

2. 指定取消·効力の停止処分のあった介護保険施設· 事業所等内訳【法人種類別】(平成30年度) (図2)

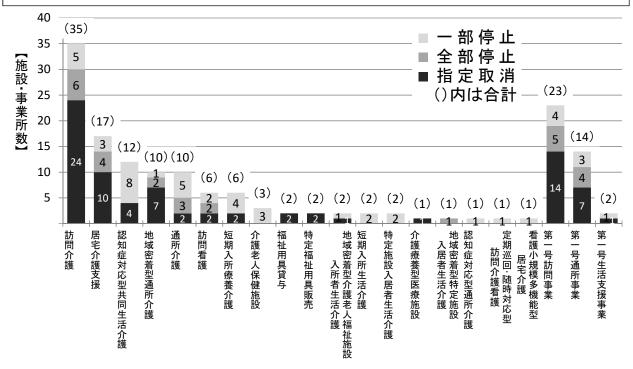
指定取消・効力の停止処分のあった施設・事業所数(合計):153事業所



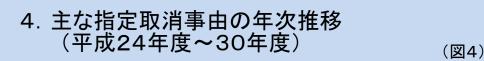
注:件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。

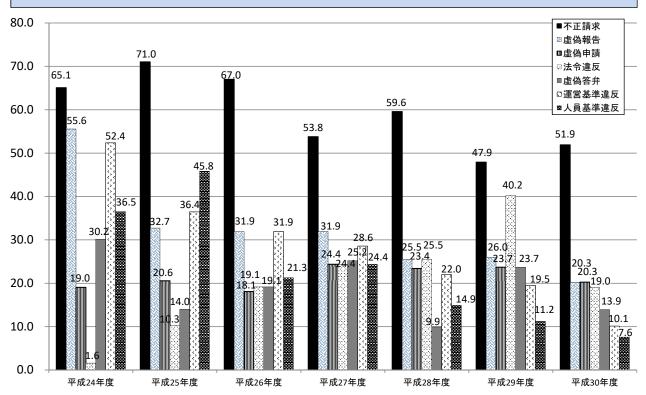
3. 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・ 事業所等内訳【サービス別】(平成30年度) (図3)

指定取消・効力の停止処分のあった施設・事業所数(合計):153事業所



- 注:1)各サービス毎の件数には、介護予防サービス分を含む。
 - 2) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。



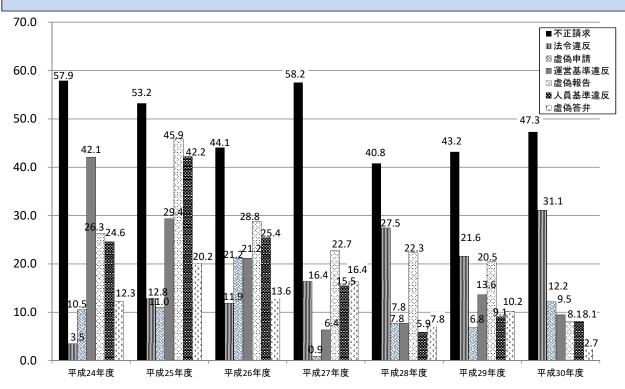


- 注:1)各年度の指定取消件数を100としたときの割合である。
 - 2) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
 - 3) 平成27年度以降の件数には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。

5. 主な指定の効力の停止事由の年次推移 (平成24年度~30年度)

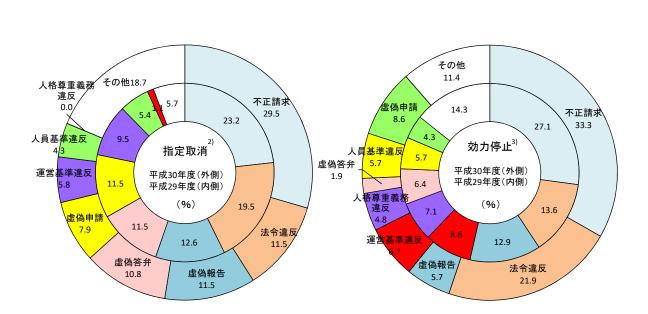
(図5)

(図6)



- 注:1)各年度の指定の効力の停止件数を100としたときの割合である。
 - 2) 指定の効力の停止件数は、一部と全部を合算した値である。
 - 3) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
 - 4) 平成27年度以降の件数には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。

6. 指定の取消事由・指定の効力の停止事由 (平成29・30年度)



- 注:1)指定取消・効力の停止における各年度の処分事由の合計を100としたときの割合である。
 - 2) 指定取消には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
 - 3) 効力停止は、指定の効力の一部停止と全部停止を合算したものである。

7. 指定取消事由の状況(平成30年度)

(図7)

指定取消事由		人員について、 厚生労働省令で 定める基準を 満たすことが できなくなった	設備及び 運営に関する 基準に従った、 適切な運営が できなくなった	要介護者の 人格を尊重する 義務に違反した	介護給付費の 請求に関して 不正があった	帳簿書類の 提出命令等 に従わず、 又は虚偽の 報告をした	質問に対し 虚偽の答弁をし、 又は検査を 拒み、妨げた	不正の手段により 指定を受けた	介護保険法 その他保健医療 若しくは福祉に 関する法律に 基づく命令に 違反した	その他
根拠条文例		(根拠条文例) 第77条第1項第3号	(根拠条文例) 第77条第1項第4号	(根拠条文例) 第77条第1項第5号	(根拠条文例) 第77条第1項第6号	(根拠条文例) 第77条第1項第7号	(根拠条文例) 第77条第1項第8号	(根拠条文例) 第77条第1項第9号	(根拠条文例) 第77条第1項第10号	(根拠条文例) 第77条第1項第1号 第77条第1項第2号 第77条第1項第11号 第77条第1項第12号 第77条第1項第13号
指定訪問介護事業所	(24)	4	3	-	16	8	5	2	3	1
指定訪問看護事業所	(1)	_	1	1	1	_	_	-	_	_
指定通所介護事業所	(2)	1	1	1	2	_	1	1	_	_
指定短期入所療養介護事業所	(1)	-	-	ı	_	_	-	-	-	1
指定福祉用具貸与事業所	(1)	1	1	1	_	_	_	1	-	_
指定特定福祉用具販売事業所	(1)		1	1	_	_	-	1	_	1
指定介護療養型医療施設	(1)	_	-	-	_	-	_	-	-	1
指定介護予防訪問看護事業所	(1)		1	1	_	1	-	1	_	_
指定介護予防短期入所療養介護事業所	(1)	_	-	-	_	-	_	-	-	1
指定介護予防福祉用具貸与事業所	(1)		1	1	_	_	-	1	_	_
指定特定介護予防福祉用具販売事業所	(1)	_	1	-	_	-	_	1	_	1
指定居宅介護支援事業所	(10)		1	1	7	1	1	1	-	6
指定認知症対応型通所介護事業所	(1)	_	_	-	1	1	1	1	1	_
指定認知症対応型共同生活介護事業所	(1)	1	ı	ı	1	-	-	1	-	_
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	(1)	-	1	1	_	_	_	1	_	1
指定地域密着型通所介護事業所	(7)	2	1	ı	4	2	1	2	-	2
指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	(1)	-	-	ı	1	1	1	1	1	-
指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	(1)	=	-	-	1	-	-	1	-	-
第一号訪問事業	(14)	-	-	-	3	1	=	1	9	8
第一号通所事業	(7)	-	-	-	3	1	1	2	1	3
第一号生活支援事業	(1)	-	-	-	1	-	_	-	-	
合計	(79)	6	8	-	41	16	11	16	15	26

- 注: 1)()内は平成29年度に指定取消処分を受けた事業所件数である。
 - 2) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
 - 3) 複数の指定取消事由が該当する事業所については、各指定取消事由ごとに計上されるため、指定取消件数と各指定取消事由の合計は一致しない。

8. 指定の効力の停止事由の状況(平成30年度)

(図8)

指定の効力の 停止事由			定める	動省令で 基準を ことが	設備 運営に 基準に 適切な できなく	関する 従った、 運営が		護者の 享重する 韋反した	介護給 請求に 不正が	関して	提出る に従れ 又は _原		質問(虚偽の答 又は 拒み、	弁をし、 食査を		F段により 受けた	介護係 その他係 若しくは 関する 基づくi 違反	保健医療 福祉に 法律に 命令に	₹0)他
根拠条文例			(根拠组 第77条第		(根拠绿 第77条第		(根拠纟 第77条第		(根拠纟 第77条第		(根拠纟 第77条第		(根拠组 第77条第			条文例) 1項第9号	(根拠组 第77条第1		(根拠系 第77条第 第77条第1 第77条第1 第77条第1	1項第1号 1項第2号 項第11号 項第12号
	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部
指定訪問介護事業所	(5)	(6)	1	-	1	1	-	-	4	4	-	2	-	1	1	2	-	1	-	1
指定訪問看護事業所	(1)	(1)	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
指定通所介護事業所	(5)	(3)	-	-	1	-	-	-	5	3	2	1	-	1	-	-	-	-	1	-
指定短期入所生活介護事業所	(1)	(0)	1	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-
指定短期入所療養介護事業所	(2)	(0)	-	-	-	-	ı	-	2	ı	-	-	-	ı	-	-	-	-	-	-
指定特定施設入居者生活介護事業所	(1)	(0)	1	1	1	1	1	1	1	I	1	1	1	1	1	-	1	-	1	1
介護老人保健施設	(3)	(0)	ı	ı	1	1	1	-	2	ı	-	-	ı	ı	-	-	-	-	ı	1
指定介護予防訪問看護事業所	(1)	(1)	ı	ı	1	ı	ı	-	-	ı	1	-	ı	ı	-	-	1	-	ı	1
指定介護予防短期入所生活介護事業所	(1)	(0)	ı	1	1	1	ı	-	-	ı	-	-	1	ı	-	-	1	-	1	1
指定介護予防短期入所療養介護事業所	(2)	(0)	1	1	1	1	-	-	-	ı	-	-	-	1	-	-	1	-	2	1
指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	(1)	(0)	1	1	1	1	1	-	-	ı	-	-	1	1	-	-	1	-	1	1
指定居宅介護支援事業所	(3)	(4)	1	1	1	2	-	-	2	3	-	-	-	1	-	-	-	-	1	1
指定介護予防支援事業所	(0)	(0)	1	1	1	1	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	1	1
定期巡回·随時対応型訪問介護看護事業所	(1)	(0)	1	1	1	1	1	-	-	1	-	-	-	1	1	-	-	-	1	1
指定認知症対応型共同生活介護事業所	(5)	(0)	ı	ı	1	ı	3	-	1	ı	1	-	ı	ı	ı	-	2	-	1	1
指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	(0)	(1)	ı	1	1	1	ı	-	-	ı	-	-	ı	ı	-	-	-	-	ı	1
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	(1)	(0)	1	1	1	1	ı	-	-	ı	-	-	1	1	1	-	1	-	1	1
看護小規模多機能型居宅介護事業所	(1)	(0)	1	1	1	1	ı	-	1	ı	-	-	1	ı	1	-	1	-	1	1
指定地域密着型通所介護事業所	(1)	(2)	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1
指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	(4)	(0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	1	-
第一号訪問事業	(4)	(5)	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	1	2	3	-	-
第一号通所事業	(3)	(4)	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	3	4	1	-
第一号生活支援事業	(1)	(0)	-	-	_	-	-	_	-	-	-	-	-	-	_	_	1	_	-	_
合計	(47)	(27)	5	1	4	3	5	-	22	13	3	3	-	2	6	3	15	8	9	3

注: 1)()内は平成29年度に指定の効力の停止処分を受けた事業所件数である。

²⁾ 複数の効力の停止事由が該当する事業所については、各停止事由ごとに計上されるため、停止件数と各停止事由の合計は一致しない。

9. 業務管理体制の整備に関する特別検査の実施結果 【年度別】(平成21年度~30年度)

(図9)

特別検査実施事業者数(合計):416事業者

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
	実施件数	8	37	20	27	49	46	61	68	58	42	416
実	行政指導に基づく 改善報告件数	0	6	3	2	4	13	13	9	5	8	63
施件数	改善勧告件数	2	9	8	19	32	28	33	29	33	17	210
結果内	改善命令件数	0	0	0	0	0	0	3	4	0	0	7
訳	その他	6	22	9	6	13	5	12	26	20	17	136

注:その他の件数は特別検査を実施したが、改善指導等に至らなかった件数である。

(参考)

主な改善勧告理由

- ・法令遵守責任者の役割及び権限が不明確である。
- ・役職員に対して法令遵守の必要性や理解を深めるための取組を行っていなかったため、法令遵守に対する意識が不足しており、内部牽制態勢も働かなかった。

(1)平成30年度の指導・監査・指定取消等の状況

- 第1表 平成30年度介護サービスの種類別にみた指導の実施件数
- 第2表 平成30年度介護サービスの種類別にみた監査実施事業所件数、監査後の指導・処分等件数
- 第3表 平成30年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別改善勧告件数
- 第4表 平成30年度都道府県・指定都市・中核市別にみた改善勧告件数
- 第5表 平成30年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別指定の効力の停止(一部・全部)件数
- 第6表 平成30年度都道府県・指定都市・中核市別にみた指定の効力の停止(一部・全部)件数
- 第7表 平成30年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別指定取消件数
- 第8表 平成30年度都道府県・指定都市・中核市別にみた指定取消件数
- 第9表 平成30年度介護サービスの種類別にみた効力の停止事由別指定の効力の停止(一部・全部)件数
- 第10表 平成30年度介護サービスの種類別にみた取消事由別指定取消件数
- 第11表 平成30年度介護サービスの種類別にみた指定取消・効力の停止期間別指定の効力の停止(一部・全部)件数

第1表 平成30年度介護サービスの種類別にみた指導の実施件数

	A Table 11	所管事業所数		実施事	業所数	
	介護サービスの種類	(H30.4.1時点)		うち無通告に よるもの	うち改善報告を 求めた事業所数	うち過誤調整を 指示した事業所数
	指定訪問介護事業所	36,064	6,641	46	3,430	778
	指定訪問入浴介護事業所	1,957	307	-	113	7
	指定訪問看護事業所	11,498	1,894	12	986	219
	指定訪問リハビリテーション介護事業所	1,432	183	-	74	7
指	指定居宅療養管理指導事業所	6,077	92	-	20	2
定 居 宅	指定通所介護事業所	24,167	4,889	42	2,660	634
モ サ ー	指定通所リハビリテーション事業所	2,347	463	1	226	38
ビ	指定短期入所生活介護事業所	11,623	3,081	15	1,263	162
ス	指定短期入所療養介護事業所	1,370	523	-	201	57
	指定特定施設入居者生活介護事業所	5,229	1,286	3	678	127
	指定福祉用具貸与事業所	8,092	1,118	4	611	23
	指定特定福祉用具販売事業所	8,129	1,111	4	546	10
	指定介護老人福祉施設	8,089	2,983	32	1,597	341
サ サ 護	介護老人保健施設	4,349	1,360	9	772	163
サービス 大護保険施設	指定介護療養型医療施設	1,137	187	-	130	34
施 設	介護医療院	8	7	-	5	3
	指定介護予防訪問介護事業所	193	6	-	5	-
	指定介護予防訪問入浴介護事業所	1,783	274	-	95	6
	指定介護予防訪問看護事業所	11,429	1,821	12	881	143
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	1,326	176	-	70	4
指 定 介	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	5,727	91	-	21	3
護	指定介護予防通所介護事業所	306	35	-	1	-
予 防	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	2,307	451	2	212	12
7 1	指定介護予防短期入所生活介護事業所	10,988	2,786	13	1,057	106
ビ ス	指定介護予防短期入所療養介護事業所	1,324	489	-	178	16
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	4,774	1,095	2	548	83
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	7,985	1,107	4	592	17
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	8,076	1,104	4	503	10
	指定居宅介護支援事業所	41,268	6,225	35	3,239	1,242
	指定介護予防支援事業所	4,791	586	-	207	6
	定期巡回·随時対応型訪問介護看護事業所	1,008	186	1	96	5
	指定夜間対応型訪問介護事業所	236	43	1	15	1
指	指定認知症対応型通所介護事業所	4,286	644	2	315	48
定 地	指定小規模多機能型居宅介護事業所	5,538	1,169	16	646	116
域密善	指定認知症対応型共同生活介護事業所	14,140	2,967	34	1,621	268
密 着 型 サ	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	361	88	-	56	6
ĺ Ľ	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	2,250	604	5	309	63
ス	看護小規模多機能型居宅介護事業所	498	142	1	87	20
	指定地域密着型通所介護事業所	21,459	3,793	23	2,299	446
着	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	3,895	560	1	229	29
サ型指 一介定 ご難地	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	4,926	966	9	489	64
ビ護地 ス予域 防密	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	13,205	2,499	20	1,184	174
PD EC	음 計	305.647	56.032	353	28,267	5,493
	□ 訂 全法第71条項が第70条にトスシャン指令を乗げた事業が仕会	,	ახ,032	353	28,267	5,493

注:介護保険法第71条及び第72条によるみなし指定を受けた事業所は含まない。

(参考)指導の実施率

介護サービスの種類	所管事業所数 (A)	実施事業所数 (B)	実施率(%) (B)/(A)
指定居宅サービス(予防含む)	174,203	31,023	17.8
介護保険施設サービス	13,583	4,537	33.4
指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所	46,059	6,811	14.8
指定地域密着型サービス(予防含む)	71,802	13,661	19.0
숌 計	305,647	56,032	18.3

第2表 平成30年度介護サービスの種類別にみた監査実施事業所件数、監査後の指導・処分等件数

					監査結果の	状況(件数)		
	介護サービスの種類	立入検査 ¹⁾ 事業所数	行政指導に基づく改善報告	改善勧告	改善命令	指定の効力の 一部停止	指定の効力の 全部停止	指定取消 ²⁾
	指定訪問介護事業所	224	69	50	-	5	6	24
	指定訪問入浴介護事業所	6	2	2	-	-	-	_
	指定訪問看護事業所	27	7	2	-	1	1	1
4 1€.	指定訪問リハビリテーション介護事業所	8	3	1	-	-	-	_
指 定	指定居宅療養管理指導事業所	10	5	-	-	-	-	-
居宅	指定通所介護事業所	89	38	15	-	5	3	2
サ	指定通所リハビリテーション事業所	21	10	4	-	-	-	-
Ľ	指定短期入所生活介護事業所	69	40	13	-	1	-	-
ス	指定短期入所療養介護事業所	29	20	6	-	2	-	1
	指定特定施設入居者生活介護事業所	33	18	13	-	1	-	-
	指定福祉用具貸与事業所	14	3	5	-	-	-	1
	指定特定福祉用具販売事業所	13	2	4	-	-	-	1
介	指定介護老人福祉施設	73	46	17	_	-	-	_
サ護 保	介護老人保健施設	41	25	11	-	3	-	_
ビ険 ス施	指定介護療養型医療施設	2	1	1	-	-	-	1
設	介護医療院	-	-	-	-	-	-	_
	指定介護予防訪問介護事業所	16	8	4	-	-	_	_
	指定介護予防訪問入浴介護事業所	4	2	1	-	-	-	-
	指定介護予防訪問看護事業所	27	7	2	-	1	1	1
指	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	8	3	1	-	-	-	-
定介	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	9	5	_	-	-	_	_
護予	指定介護予防通所介護事業所	13	6	_	-	-	_	_
防 サ	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	41	27	4	-	-	-	_
ĺ	指定介護予防短期入所生活介護事業所	51	22	13	-	1	_	_
ビス	指定介護予防短期入所療養介護事業所	24	17	6	-	2	-	1
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	27	16	12	-	1	_	_
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	14	3	5	-	-	_	1
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	11	1	4	-	-	-	1
	指定居宅介護支援事業所	158	56	19	_	3	4	10
	指定介護予防支援事業所	15	5	1	_	-	_	
	定期巡回·随時対応型訪問介護看護事業所	5	3	1	-	1	_	_
指	指定夜間対応型訪問介護事業所	-	-	_	-	-	-	-
定地	指定認知症対応型通所介護事業所	5	2	1	-	-	-	1
域	指定小規模多機能型居宅介護事業所	36	14	9	-	-	-	_
密着	指定認知症対応型共同生活介護事業所	83	42	14	1	5	-	1
型 サ -	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	3	4	5	-	-	1	_
ビュ	指定地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護事業所	17	11	8	1	1	-	1
ス	看護小規模多機能型居宅介護事業所	7	-	1	-	1	-	_
	指定地域密着型通所介護事業所	113	34	25	2	1	2	7
防着指	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	6	2	1	-	-	_	1
サ型定	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	25	8	7	_	_	_	_
ビ護域 ス予密	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	61	31	13	-	4	-	1
日人	第1号訪問事業所	122	38	19	-	4	5	14
総合事業 日常生活支援	第1号通所事業所	106	38	18	-	3	4	7
事活防業支	第1号生活支援事業所	11	6	-	-	1	-	1
援・	第1号介護予防支援事業所	2	_	_	_	_	_	_
	合 計	1,679	700	338	4	47	27	79

注:1) 立入検査事業所数と監査結果の状況(件数)の合計については、「改善報告を求めない指導」、「翌年度に指導、処分等の実施」、「一つの事業所に複数回の指導等の実施」等の理由により合計件数は一致しない。 2) 指定取消の件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数できむ。

第3表 平成30年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別改善勧告件数

	介護サービスの種類	総数	営利法人	特定非営利 活動法人	医療法人	社会福祉 法人	地方公共 団体	その他
	指定訪問介護事業所	50	45	3	-	1	-	1
	指定訪問入浴介護事業所	2	1	1	-	_	-	-
	指定訪問看護事業所	2	2	-	-	_	-	-
	指定訪問リハビリテーション介護事業所	1	-	-	1	_	-	-
指 定	指定居宅療養管理指導事業所	_	-	-	-	_	-	-
指定居宅	指定通所介護事業所	15	11	_	1	3	-	-
サー	指定通所リハビリテーション事業所	4	-	-	4	_	-	-
ビス	指定短期入所生活介護事業所	13	3	-	-	10	-	-
	指定短期入所療養介護事業所	6	-	_	6	-	-	-
	指定特定施設入居者生活介護事業所	13	11	-	-	_	-	2
	指定福祉用具貸与事業所	5	5	-	-	_	-	-
	指定特定福祉用具販売事業所	4	4	_	-	_	-	-
介	指定介護老人福祉施設	17	-	-	-	17	-	-
サ護 保	介護老人保健施設	11	-	_	11	-	-	-
· ビ険 ス施	指定介護療養型医療施設	1	-	_	1	-	_	-
設	介護医療院	_	-	_	-	-	_	-
	指定介護予防訪問介護事業所	4	4	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問入浴介護事業所	1	1	_	-	-	-	-
	指定介護予防訪問看護事業所	2	2	_	-	-	-	-
指	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	1	-	_	1	-	-	-
定介	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	_	-	_	-	_	-	-
定介護予	指定介護予防通所介護事業所	_	-	_	-	_	-	-
, 防 サ	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	4	-	_	4	_	-	-
ĺ Ľ	指定介護予防短期入所生活介護事業所	13	3	_	-	10	-	-
え	指定介護予防短期入所療養介護事業所	6	-	_	6	_	-	-
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	12	10	_	-	_	-	2
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	5	4	_	1	_	-	-
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	4	3	_	1	_	-	-
	指定居宅介護支援事業所	19	14	1	2	2	-	-
	指定介護予防支援事業所	1	-	-	-	-	1	-
	定期巡回·随時対応型訪問介護看護事業所	1	1	-	-	_	-	_
11	指定夜間対応型訪問介護事業所	_	-	_	-	-	-	-
指定:	指定認知症対応型通所介護事業所	1	-	_	-	1	-	-
地域	指定小規模多機能型居宅介護事業所	9	4	1	3	1	-	-
密着	指定認知症対応型共同生活介護事業所	14	9	1	3	1	_	-
型 サ-	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	5	1	_	-	4	-	-
 -	指定地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護事業所	8	-	-	-	8	-	_
ス	看護小規模多機能型居宅介護事業所	1	1	_	-	-	-	_
	指定地域密着型通所介護事業所	25	22	2	-	-	-	1
防着指	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	1	_	-	-	1	-	-
サ型定	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	7	4	1	1	1	-	_
ビ護域	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	13	9	_	3	1	-	-
П	第1号訪問事業所	19	19	_	-	_	-	-
総合事業日常生活支に	第1号通所事業所	18	13	1	1	2	-	1
事活形	第1号生活支援事業所	_	-	_	-	-	_	-
表又 . 援	第1号介護予防支援事業所	_	_	_	-	_	_	_
	合 計	338	206	11	50	63	1	7
	= 5:	550	230	53		30	<u>'</u>	

第4表 平成30年度都道府県・指定都市・中核市別にみた改善勧告件数

		管内
都道府県名	都道府県	一般市区町村 (別掲)
北海道	11	2
青森県	_	_
岩手県	_	_
宮城県	12	1
秋田県	2	_
山形県	_	-
福島県	_	-
茨城県	2	6
栃木県	-	-
群馬県	-	-
埼玉県	-	1
千葉県	7	1
東京都	-	1
神奈川県	-	-
新潟県	-	2
富山県	-	-
石川県	1	1
福井県	-	5
山梨県	5	-
長野県	-	-
岐阜県	1	2
静岡県	1	1
愛知県	3	1
三重県	4	-
滋賀県	-	-
京都府	2	1
大阪府	4	9
兵庫県	3	3
奈良県	_	-
和歌山県		2
鳥取県	1	-
島根県	_	1
岡山県	_	_
広島県	1	2
山口県	_	5
徳島県	1	1
香川県	1	-
愛媛県	_	1
高知県	_	_
福岡県	_	8
佐賀県		-
長崎県 熊本県	5 30	-
	30	1
大分県	_	-
宮崎県 鹿児島県	_	1
施克馬県 沖縄県	_ 1	_
	98	
卸退树朱甙	98	59

	指定都市 (別掲)
札幌市	_
仙台市	16
さいたま市	6
千葉市	1
横浜市	1
川崎市	7
相模原市	_
新潟市	1
静岡市	_
浜松市	_
名古屋市	_
京都市	_
大阪市	34
堺市	_
神戸市	17
岡山市	_
広島市	_
北九州市	_
福岡市	5
熊本市	_
指定都市計	88

	中核市 (別掲)
函館市	4
旭川市	2
青森市 八戸市	2 -
スケ III 盛岡市	
秋田市	_
福島市	_
郡山市	_
いわき市	4
宇都宮市	- - 4 - 2 2 3
前橋市	2
高崎市	2
川越市 川口市	ა _
越谷市	_
船橋市	11
柏市	1
八王子市	-
横須賀市	3
富山市	-
金沢市	- 5
長野市	
岐阜市 豊橋市	_
岡崎市	2
豊田市	3
大津市	- 2 3 2 - - 2
豊中市	-
高槻市	-
枚方市	_
八尾市	2
東大阪市 姫路市	- 3 - -
尼崎市	3 –
明石市	_
西宮市	_
奈良市	_
和歌山市	2
鳥取市	2
松江市	-
倉敷市 呉市	-
兵巾 福山市	- 2
海山川 下関市	- 2 2 25
高松市	25
松山市	_
高知市	1
久留米市	1
長崎市	-
佐世保市	_
大分市	- 4 4
宮崎市 鹿児島市	4 1
成兄島巾 那覇市	<u> </u>
中核市計	93
TRUME	30

都道府県・ 指定都市・ 中核市 計	338
----------------------------	-----

第5表 平成30年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別指定の効力の停止(一部・全部)件数

介滋サービスの 種類		総	数	営利	法人		営利	医療	法人	社会福	祉法人	地方公	共団体	その	D他
	介護サービスの種類	一部	全部	一部	全部	活動 一部	法人 全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部
	指定訪問介護事業所	5	6	4	5	-	1	1		-		-	-	-	-
	指定訪問入浴介護事業所	_	_	_	_	-	_	_	_	_	-	_	_	-	_
指定居宅サー	指定訪問看護事業所	1	1	1	1	-	_	_	_	_	-	_	_	_	_
	指定訪問リハビリテーション事業所	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	指定居宅療養管理指導事業所	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	指定通所介護事業所	5	3	5	1	_	_	_	_	_	2	_	_	_	_
	指定通所リハビリテーション事業所	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
ビビ	指定短期入所生活介護事業所	1				_			_	1	_	_		_	
ス		,						_		'	_				
	指定短期入所療養介護事業所	۷	_	_		_		2	_		_	_		_	
	指定特定施設入居者生活介護事業所	'	_	'	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	指定福祉用具貸与事業所	-	_	_	_	-	_	_	_	_	-	-	_	-	_
	指定特定福祉用具販売事業所	_	_	_	_	-	-	_		-	-	-	-	-	_
介サ護	指定介護老人福祉施設	-	-	-	-	-	_	-	-	_	-	_	-	-	-
││保	介護老人保健施設	3	_	-	_	-	_	3	-	_	-	_	-	-	_
ビ険ス施	指定介護療養型医療施設	-	-	-	-	-	_	-	-	_	-	_	-	-	-
設	介護医療院	-	-	-	_	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問介護事業所	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	_	-	-	-
	指定介護予防訪問入浴介護事業所	_	_	-	_	-	_	_	-	-	-	_	-	-	_
	指定介護予防訪問看護事業所	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-
指	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
定介	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	_	_	_	_	-	-	_	-	-	-	_	-	-	_
護予	指定介護予防通所介護事業所	_	_	_	_	-	_	_	-	-	-	_	-	-	_
, 防 サ	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	_	-	_	_	-	_	-	_	_	-	_	-	-	-
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	1	_	_	_	-	_	_	_	1	-	_	_	-	_
ビス	指定介護予防短期入所療養介護事業所	2	_	_	_	-	_	2	_	_	-	_	_	-	_
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	1	_	1	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	指定居宅介護支援事業所	3	4	2	4	_	_	1		_	_	_	_	_	_
	指定介護予防支援事業所					_	_			_	_	_	_	_	_
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1	_	1		_	_	_		_	_	_		_	_
	指定夜間対応型訪問介護事業所	j				_			_		_	_		_	
指定						_			_		_				
地域	指定認知症対応型通所介護事業所	_		_		_			_		_	_		_	
密	指定小規模多機能型居宅介護事業所	_	_	_	_	_		_	_		_	_		_	
着型	指定認知症対応型共同生活介護事業所	5	_	3	_	1		_	-	1	_	_	_	_	_
サー	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所指定地域密着型介護老人福祉施設入所者	-	1	_	_	_		_	-	_	1	_	_	_	_
ビス	生活介護事業所	1	_	-	_	_	_	_	-	1	-	_	-	-	_
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	1	_	1	_	-	_	_	-	_	-	_	-	-	_
116	指定地域密着型通所介護事業所	1	2	1	2	-	_	_	_	_	_	_	-	_	-
世型 指	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	_	-	_	-	-	_	-	_	-	-	-
サービス型介護予防	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ス防密	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	4	-	3	_	_	_	-	_	1	_	_	-	_	-
	第一号訪問事業	4	5	2	4		1	2		-					-
総常護合生物	第一号通所事業	3	4	3	3	_	-	-	-	-	1	_	-	-	-
総合事業日常生活支援	第一号生活支援事業	1	_	-	-	_	_	1	-	-	-	_	-	-	-
* 援	第一号介護予防支援事業	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	-
		47	27	29	21	1	2	12	_	5	4	_	_	_	_
	合 計	7		5		;	3	1	2	()	_	-	-	-
L						`				<u> </u>		<u> </u>			

第6表 平成30年度都道府県・指定都市・中核市別にみた指定の効力の停止(一部・全部)件数

		都道府県		管内一般	设市区町村	寸(別掲)
都道府県名	総数	一部停止	全部停止	総数	一部停止	全部停止
北海道	_	_	_	_	_	_
青森県	_	_	_	_	_	_
岩手県	_	_	_	_	_	_
宮城県	1	1	_	1	1	_
秋田県	_	_	_	_	_	_
山形県	_	_	_	_	-	_
福島県	_	_	_	_	-	_
茨城県	_	_	_	_	-	_
栃木県	1	1	_	3	3	_
群馬県	_	_	_	_	_	_
埼玉県	1	1	_	2	2	_
千葉県	_	_	_	_	_	_
東京都	_	_	_	_	_	_
神奈川県	_	_	_	_	_	_
新潟県	_	_	_	_	_	_
富山県	_	_	_	_	_	_
石川県	1	1	_	_	_	_
福井県		-	_	_	_	_
山梨県	_	_	_		_	
長野県	_	_	_		_	_
岐阜県	1	1	_	_	_	_
静岡県	2		1			
愛知県	2	1	'	_	_	_
三重県	_	_	_		_	_
一 至 示 滋賀県	_	_	_		_	-
京都府	_	_	_		_	_
大阪府	_	_	_	_	_	_
兵庫県	1	_	1	2	_	2
奈良県	_	_	_	1	1	_
和歌山県	_	_	_	_	_	_
鳥取県	1	-	1	1	_	1
馬取宗 島根県	_	-	_	_	_	_
	_	_	_	-	_	-
岡山県 広島県	-	_	_	_	_	_
山口県	-	-	_	_	_	-
世世宗 徳島県	-	_	_	_	_	_
心局乐 香川県	_	-	_	_	_	-
音川県 愛媛県	1	_	1	_	_	_
	-	-	_	_	_	-
高知県	-	-	_	_	_	-
福岡県	-	-	_	1	_	1
佐賀県	-	-	-	_	_	-
長崎県	-	-	-	-	_	-
熊本県	-	-	-	_	_	-
大分県	-	-	-	-	-	-
宮崎県	2	2	-	_	-	-
鹿児島県	-	-	-	-	-	-
沖縄県	1	1	-	-	_	-
都道府県計	13	9	4	11	7	4

	指定	定都市(別	掲)
	総数	一部停止	全部停止
札幌市	3	3	_
仙台市	2	2	_
さいたま市	-	-	_
千葉市	1	1	_
横浜市	-	-	_
川崎市	-	-	_
相模原市	-	-	_
新潟市	-	-	_
静岡市	-	-	_
浜松市	-	-	_
名古屋市	-	-	_
京都市	-	-	_
大阪市	4	-	4
堺市	-	-	_
神戸市	4	4	_
岡山市	2	-	2
広島市	4	4	_
北九州市	2	-	2
福岡市	1	-	1
熊本市	_	_	_
指定都市計	23	14	9

一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部		ф	核市(別排	引)
函別				
2 - 3 2 3		総数	一部停止	全部停止
青八盛秋福郡い宇前高川川越船 八横富金長岐豊岡豊大豊高枚八東姫尼明西奈和鳥松倉呉福森戸岡田島山き宮橋崎越口谷橋市子賀山沢野阜橋崎田津中槻方尾阪路崎石宮良取取江敷市山市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	函館市	-	-	-
3 2	旭川市	2	2	-
盛秋福郡い宇前高川川越船 八横富金長岐豊岡豊大豊高枚八東姫尼明西奈和鳥松倉呉福田島山き宮橋崎越口谷橋市子賀山沢野阜橋崎田津中槻方尾阪路崎石宮良山取江敷市山市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市		-	-	-
秋福郡い宇前高川川越船 八横富金長岐豊岡豊大豊高枚八東姫尼明西奈和鳥松倉呉福田島山き宮橋崎越口谷橋市子賀山沢野阜橋崎田津中槻方尾阪路崎石宮良取取江敷市山市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市		3	3	-
福郡い宇前高川川越船 八横富金長岐豊岡豊大豊高枚八東姫尼明西奈和鳥松倉呉福島山き宮楠崎越口谷橋市子賀山沢野阜橋崎田津中槻方尾阪路崎石宮良山取江敷市山市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市		-	_	-
那い宇前高川川越船 八横富金長岐豊岡豊大豊高枚八東姫尼明西奈和鳥松倉呉福市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市		_	-	-
い宇前高川川越船 八横富金長岐豊岡豊大豊高枚八東姫尼明西奈和鳥松倉呉祖き宮市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市		_	_	_
宇前高川川越船(八横富金長岐豊岡豊大豊高枚八東姫尼明西奈和島松倉呉祖宮橋崎越口谷橋市子賀山沢野阜橋崎田津中槻方尾阪路崎石宮良山取江敷市山市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市			_	_
前高川川越船 八横富金長岐豊岡豊大豊高枚八東姫尼明西奈和鳥松倉 呉福橋崎越口谷橋市子賀山沢野阜橋崎田津中槻方尾阪路崎石宮良山取江敷市山市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市				
2 2			_	4
川川越船 柏王須山沢野阜橋崎田津中槻方尾阪路崎石宮良山取江敷市山市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市			2	_
一		_	_	_
越船 的		_	_	_
船柏王賀山 一		_	_	-
相市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市		_	-	-
横須山沢野阜橋崎田津中槻方尾明西奈歌取江敷市中市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市		_	-	-
国金長岐豊岡市	八王子市	_	-	-
国金長岐豊岡市	横須賀市	3	-	3
長時市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	富山市	-	-	-
e 世 中 市 市 市 市 市 市 市 市 市 中 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世	金沢市	-	-	-
豐橋市市		-	-	-
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		-	-	-
豊田市 3 3 大津中市 2 2 農井市市 - - 機力市市市 - - 東極局市市 - - 上野田市市 - - 東極局市市 - - 上野田市市 - - 中田市市市市 - - 中田市市市市市市市 - - 中田市市市市 - - 中田市市市市市市市 - - 中田市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市		-	-	-
一 - ・ - <td< td=""><td></td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></td<>		-	-	-
豊中市 2 2 農棚市 - - 核方市 - - 東大阪市市 - - 東極局市 - - 尼明石宮良市 - - 西奈歌市市 - - 和歌和市 - - 農山市 - - 場市 - - 場市 - - 場市 - - 福山市 - -		3	3	-
高槻市		_	_	-
枚方市 八尾市 東大阪市 一 一 東大阪市 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一		2	2	_
八尾市 - 東大阪市 - 原体市 - 庭崎市 2 夏明石市 - 西宮市 - 奈泉市 - 和歌取市 - 鳥紅江市 - 倉敷市 - 福山市 -		_	_	_
東大阪市 - 姫路市 - 尼崎市 2 明石市 - 西宮良市 - 和歌山市 - 鳥取江市 - 倉敷市 - 場市 - 福山市 -			_	_
姫路市 - - 尼崎市 2 2 明石市 - - 西宮良市 - - 和歌山市 - - 鳥取市 - - 倉敷市 - - 場市 - - 福山市 - -		_	_	_
尼崎市 2 2 明石市 - - 西宮市 - - 奈良市 - - 和歌山市 - - 鳥取市 - - 倉敷市 - - 場市 - - 福山市 - -		_	-	_
明石市 - - 西宮市 - - 奈良市 - - 和歌山市 - - 鳥取市 - - 倉敷市 - - 呉市 - - 福山市 - -		2	2	_
西宮市		_	_	-
和歌山市	西宮市	_	-	-
鳥取市		_	-	-
松江市	和歌山市	-	-	-
倉敷市 - 呉市 - 福山市 -	鳥取市	-	-	-
呉市 福山市	松江市	-	-	-
福山市	倉敷市	-	-	-
		-	-	-
		-	-	-
下関市 2 - 高松市 3 3 松山市 - - 高知市 1 -		2	-	2
高松市 3 3		3	3	-
松山市		_	-	-
高知市 1 -		1	_	1
久留米市			_	_
長崎市		_	_	_
佐世保市			_	_
大万中 - -			_	_
鹿児島市		_	_	_
那覇市 – –		_	_	_
		27	17	10

	総数	一部停止	全部停止
都道府県・ 指定都市・ 中核市 計	74	47	27

第7表 平成30年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別指定取消件数

	介護サービスの種類	総数	営利法人	特定非営利 活動法人	医療法人	社会福祉 法人	地方公共 団体	その他
	指定訪問介護事業所	24	22	1	1		-	
	指定訪問入浴介護事業所	-	_	-	-	-	-	
	指定訪問看護事業所	1	_	-	1	-	-	
	指定訪問リハビリテーション事業所	-	_	-	-	-	-	
指 定	指定居宅療養管理指導事業所	-	_	-	-	-	-	
居宅	指定通所介護事業所	2	2	-	-	-	-	
ب ا	指定通所リハビリテーション事業所	-	_	-	-	-	-	
ビス	指定短期入所生活介護事業所	-	_	-	-	-	-	
^	指定短期入所療養介護事業所	1	_	-	1	-	-	
	指定特定施設入居者生活介護事業所	-	_	-	-	-	-	
	指定福祉用具貸与事業所	1	1	_	_	_	-	
	指定特定福祉用具販売事業所	1	1	-	_	-	-	
介	指定介護老人福祉施設	-	_	-	_	-	_	
サ護ー保	介護老人保健施設	-	-	_	_	_	_	
- ビス施	指定介護療養型医療施設	1	-	_	1	_	_	
ス 他 設	介護医療院	-	-	-	_	-	_	
	指定介護予防訪問介護事業所	-	=	-	_	-	-	
	指定介護予防訪問入浴介護事業所	_	-	_	_	_	_	
	指定介護予防訪問看護事業所	1	_	_	1	_	_	
+6	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	_	_	_	_	_	_	
指定。	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	_	_	_	_	_	_	
介護	指定介護予防通所介護事業所	_	_	_	_	_	_	
予 防	指定介護予防通所リハビリテーション事業所				_			
サー	指定介護予防短期入所生活介護事業所 指定介護予防短期入所生活介護事業所							
ビス			_		-		_	
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	'	_	_	'	_	_	
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	_	_	_	_	_	_	
	指定介護予防福祉用具貸与事業所]	1	_	_	_	_	
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	1	1				_	
	指定居宅介護支援事業所	10	9	_	_	1	-	
	指定介護予防支援事業所	-	_	_		_	_	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	-	_	-	-	-	-	
指	指定夜間対応型訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	
定地	指定認知症対応型通所介護事業所	1	1	-	-	-	-	
域 密	指定小規模多機能型居宅介護事業所	-	-	-	-	-	-	
着 型	指定認知症対応型共同生活介護事業所	1	1	-	-	-	-	
サー	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	
・ ビ ス	指定地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護事業所	1	-	-	-	1	-	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	-	_	-	-	-	-	
	指定地域密着型通所介護事業所	7	7	_	_	_	_	
防着指 サ型定	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	1	1	-	-	-	-	
	2.指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	-	-	-	-	-	-	
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	1	1	-	_	-	-	
日介総常籍	第一号訪問事業	14	14	-	-	-	-	
窓常護	第一号通所事業	7	7	-	-	-	-	
『活ヴ 賞支	第一号通所事業第一号生活支援事業	1	1	-	-	-	-	
援	第一号介護予防支援事業	-	-	-	-	-	-	
	合 計	79	70	1	6	2	_	

注:聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。

第8表 平成30年度都道府県・指定都市・中核市別にみた指定取消件数

都道府県名	都道府県	管内一般市区町村 (別掲)
北海道	1	_
青森県	-	-
岩手県	-	_
宮城県	-	_
秋田県	-	-
山形県	-	-
福島県	-	-
茨城県	-	-
栃木県	-	_
群馬県	-	1
埼玉県	2	2
千葉県	_	
東京都	_	_
神奈川県	1	_
新潟県	<u>'</u>	_
富山県	_	_
石川県	_	_
福井県	_	_
	_	_
山梨県	_	_
長野県	_	_
岐阜県	_	- - - - - - - - - 2
静岡県	_	_
愛知県	_	2
三重県	-	-
滋賀県	_	_
京都府	-	-
大阪府	-	8
兵庫県	-	-
奈良県	-	-
和歌山県	-	-
鳥取県	-	-
島根県	-	-
岡山県	-	-
広島県	-	-
山口県	-	- - - 4
徳島県	1	4
香川県	-	-
愛媛県	_	-
高知県	_	_
福岡県	_	3
佐賀県	_	_[
長崎県	_	_
熊本県	7	_
大分県	1	_
宮崎県	<u>'</u>	_
声响乐 鹿児島県	1	1
施克岛乐 沖縄県	<u>'</u>	<u> </u>
都道府県計	14	21

	指定都市 (別掲)
札幌市	-
仙台市	-
さいたま市	-
千葉市	1
横浜市	_
川崎市	_
相模原市	-
新潟市	2
静岡市	-
浜松市	-
名古屋市	-
京都市	-
大阪市	5
堺市	-
神戸市	3
岡山市	-
広島市	-
北九州市	4
福岡市	7
熊本市	-
指定都市計	22

	中核市 (別掲)
函館市	_
旭川市	-
青森市	-
八戸市 盛岡市	_
盗呵巾 秋田市	_
福島市	_
郡山市	_
いわき市	-
宇都宮市	-
前橋市	-
高崎市	=
川越市 川口市	_
川口巾 越谷市	_
船橋市	_
柏市	_
八王子市	5
横須賀市	-
富山市	-
金沢市	-
長野市	-
岐阜市 豊橋市	
豆饲巾 岡崎市	_
豊田市	_
大津市	_
豊中市	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -
高槻市	-
枚方市	-
八尾市	1
東大阪市	-
姫路市 尼崎市	3 7
明石市	
西宮市	_
奈良市	-
和歌山市	3
鳥取市	-
松江市	1
倉敷市 巴吉	-
呉市 福山市	_
下関市	_
高松市	_
松山市	_
高知市	-
久留米市	-
長崎市	-
佐世保市	-
大分市 宮崎市	_
呂呵巾 鹿児島市	
那覇市	_
中核市計	22

都道府県 指定都市 中核市	
計	

注:聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。

第9表 平成30年度介護サービスの種類別にみた効力の停止事由別指定の効力の停止(一部・全部)件数

### からいました できない できない できない できない できない できない できない できない													効力(D停止事	由(複数	(回答)								
		小端井 ピフの孫葯				厚生労(定める 満たす	動省令で 基準を ことが	運営に 基準に 適切な	関する 従った、 運営が	人格を	尊重する	請求に	関して	提出命 に従れ 又は虚	合令等 つず、 配偽の	虚偽の答 又は杉	f弁をし、 食査を	不正の手 指定を	F段により −受けた	その他係若しくは関する	保健医療 福祉に 法律に 命令に	₹0	D他	
数型部的内接电影		介護サービスの種類				(根拠: 第77条第	条文例) 1項第3号	第77条第	1項第4号	第77条第	条文例) (1項第5号	(根拠条 第77条第	項第6号	第77条第	1項第7号	第77条第	1項第8号	第77条第	(1項第9号	第77条第	項第10号	第77条第 第77条第 第77条第 第77条第 第77条第	その他 (問題条文例) 777を第19項第19年 777を第19項第19年 777を第19項第19年 777を第19項第19年 7779を第19項第19年 7779を第19項第19年 7779を第19項第199年 1779を第19項第199年 1779を第19項第199年 1779を第19項第199年 1779を第19回第199日 1779を第19回第199日 1779を第19回第199日 1779を第19回第199日 1779を第19回第199日 1779を第19回第199日 1779を第19回第19回第19回第19回第19回第19回第19回第19回第19回第19回	
市立即株別市の日本書館 1 1 1 1 1 1 1 1 1		i -	総数	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	
		指定訪問介護事業所	11	5	6	1	-	1	1	-	-	4	4	-	2	-	1	1	2	-	1	-	1	
# 型型 (1) 1			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
□ Red で の 要目 可能的 事事等所			2	1	1	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	
原型型が1/1/9 - 1/2 本質	+10		-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
要定規則の	定居		_	_		_	-	_	-	-	-		_	_	_	-	_	-	-	-	-	_	-	
Tung	宅		8	5	3	_	-	1	-	-	-	5	3	2	1	_	1	-	-	-	_	1	-	
形型規則人所需要が信義事所 2 2 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	ľ		_	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
開催できない。	ス		1	1	_	1	-	-	-	-	-	_	-	-	-	_	_	1	-	-	-	_	-	
常変域性規則及属等事業所			2	2	-	_	-	-	_	_	_	2	-	-	-	-	-	_	_	_	-	_	-	
形成分類を入場地理数			1	1	-	_	-	-	_	1	_	-	-	-	-	-	-	_	_	1	_	_	_	
			_	_	-	_	-	-	_	_	_	-	-	-	-	-	-	_	_	_	_	_	_	
			-	_	-	_	-		_	-	_	-		-		-	_	_	_	_	_	_		
報告の情報を担係の機能を対しています。	介 サ罐		_	_	-	_	-	-	_	_	_	-	-	-	-	-	-	_	_	_	_	_	_	
	ビ険		3	3	_	_	_	_	_	1	_	2	_	_	-	_	-	_	-	-	_	_	_	
指定介護予防期間人指令董事業所 2 1 1 1	ス施		-	-	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	-	_	-	_	-	-	_	_	_	
指定介護予防訪問人沿行護事業所 2 1 1 1 2			-	-	-	_	-		-	-	-	-		-		-	-		-	-	-	-	-	
指定介護予防3時ハビリテーシュや業別 2 1 1 1 1			-	-	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	-	_	-	_	-	-	_	_	_	
推定が選手が助回りハビリテーシュや業務			-	-	_	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	_	-	-	_	-	_	_	
指定の様子的原理の機等を開発を開発を開発を開発しません。			2	1	1	_	_	_	_	_	_	-	_	_	-	_	-	_	-	1	_	_	1	
##記 特定 1	指索		-	-	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	-	_	-	_	-	-	_	_	_	
東京	介護		_	_		_	_	-	_	_	_	_	-	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	
日東の大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大	防防		_	_		_	_	_	_	_	_		_	_	_		_	_	_	_	_	_		
不	Ì		-	-				-	_				_					_	_		_	_		
開定介護予防福祉用具度与事業所			1	1				'	_						_				_			-		
指定中後で放逐を開始性用與反手事業所			1	1					_													1		
指定限宅介護支援事業所									_													'		
指定性の接受性事業所 7 3 4 2 2 3			_	_		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_		
指定・機等の支援事業所			7	3	4	_	_		2	_	_	2	3	_		_	_	_	_	_	_	1	_	
接換機能・機等対応型抗閉介護事業所			_	-	_	-	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
指定使用对応型站所介護事業所			1	1	_	1	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	-	1	-	-	_	_	_	
指定地域 对心型通所介護事業所			_	_	_	-	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
地域 物定小規模多機能型原宅介護事業所	指字		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
密密 著型 指定認知庭列応翌共同生活介護事業所	地		-	_	_	-	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
型サード 日本地域密密を対象を検索を担け、影響を表現しています。	密		5	5	_	_	_	1	-	3	-	1	_	1	_	_	-	_	_	2	_	1	_	
ビス A 指定地域密着型分(複考と 特益施設) 1 1 1 -	型			_	1	-	1	_	-	_	-	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	
電磁・外域機多機能型原宅介護事業所 1 1 1 - 1	Ľ	指定地域密着型介護老人福祉施設 λ 所表生活介護事業所	1	1	-	1	-	_	-	_	-	_	_	-	-	_	_	1	-	-	_	-	_	
数型 数	^	i	1	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	
		指定地域密着型通所介護事業所	3	1	2	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	_	1	-	1	1	
介述 市立介護予助の規則を確認型が充分護事業所	#型指	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
スプ密 防衛 第一号訪問事業 9 4 5 -	介護に	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	
第一号訪問事業 9 4 5 2 1 1 2 3 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	ス予密	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	1	-	
	Р	第一号訪問事業		4	5	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	1	2	3	-	-	
	21 介 総合生	第一号通所事業	7	3	4	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	3	4	1	-	
事	事 表 方 素 支	第一号生活支援事業	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	
接 第一号介護予防支援事業	援	第一号介護予防支援事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計 74 47 27 5 1 4 3 5 - 22 13 3 3 - 2 6 3 15 8		合 計	74	47	27	5	1	4	3	5	-	22	13	3	3	-	2	6	3	15	8	9	3	

注:複数の効力の停止事由が該当する事業所については、各事由ごとに計上されるため、効力の停止件数と各事由の合計は一致しない。

第10表 平成30年度介護サービスの種類別にみた取消事由別指定取消件数

							取消事由(複数回答	;)			
	介護サービスの種類	指定取消 件数	人員について、 厚生労働省令で 定める基準を 満たすことが できなくなった	設備及び 連営に関する 基準に従った、 適切な運営が できなくなった	要介護者の 人格を尊重する 義務に違反した	介護給付費の 請求に関して 不正があった	帳簿書類の 提出命令等 に従わず、 又は虚偽の 報告をした	質問に対し 虚偽の答弁をし、 又は検査を 拒み、妨げた	不正の手段により 指定を受けた	介護保険法 その他保健医療 若しくは福祉に 関する法律に 基づく命令に 違反した	その他
			(根拠条文例) 第77条第1項第3号	(根拠条文例) 第77条第1項第4号	(根拠条文例) 第77条第1項第5号	(根拠条文例) 第77条第1項第6号	(根拠条文例) 第77条第1項第7号	(根拠条文例) 第77条第1項第8号	(根拠条文例) 第77条第1項第9号	(根拠条文例) 第77条第1項第10号	(根拠条文例) 第77条第1項第1号 第77条第1項第2号 第77条第1項第11号 第77条第1項第12号 第77条第1項第13号
	指定訪問介護事業所	24	4	3	-	16	8	5	2	3	1
	指定訪問入浴介護事業所	-	-	_	-	-	-	-	_	-	_
	指定訪問看護事業所	1	-	=	-	1	-	_	-	-	_
	指定訪問リハビリテーション事業所	-	-	=	-	-	-	_	-	-	_
指定	指定居宅療養管理指導事業所	-	-	=	-	-	-	_	-	-	_
定居宅	指定通所介護事業所	2	-	1	-	2	-	1	1	-	_
サ ー ピ	指定通所リハビリテーション事業所	-	-	_	-	-	-	=	-	-	_
Z	指定短期入所生活介護事業所	-	-	=	-	-	-	_	-	-	_
	指定短期入所療養介護事業所	1	-	=	-	-	-	_	-	-	1
	指定特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定福祉用具貸与事業所	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-
	指定特定福祉用具販売事業所	1	-	1	-	-	-	-	1	-	1
介	指定介護老人福祉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サ護 保	介護老人保健施設	-	-	=	-	-	-	_	-	-	_
ビ険 ス施 設	指定介護療養型医療施設	1	-	=	-	-	-	_	-	-	1
ш.	介護医療院	-	_	=	-	-	=	_	-	=	=
	指定介護予防訪問介護事業所	-	-	=	-	-	-	_	-	-	_
	指定介護予防訪問入浴介護事業所	-	-	_	-	-	-	=	-	-	_
	指定介護予防訪問看護事業所	1	-	_	-	-	1	-	-	-	_
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	-	-	_	-	-	-	_	_	-	_
指定人	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	-	-	_	-	-	-	_	_	-	_
介護予	指定介護予防通所介護事業所	-	-	_	-	-	-	_	_	-	_
防 サ ー	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	-	-	_	-	-	-	-	_	-	_
- ビ ス	指定介護予防短期入所生活介護事業所	-	-	_	-	-	-	-	_	-	_
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	1	-	=	-	-	-	_	-	-	1
	指定介護予防特定施設 入居者生活介護事業所	-	-	=	-	-	-	_	-	-	_
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	1	-	=	-	-	-	_	1	-	_
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	1	_	1	-	-	=	_	1	=	1
	指定居宅介護支援事業所	10	-	1	-	7	1	1	-	=	- 6
	指定介護予防支援事業所	-	_	-	_	-	-	-	-	-	_
	定期巡回·随時対応型訪問介護看護事業所	-	-	-	-	_	_	_	-	_	-
	指定夜間対応型訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-
指定地域	指定認知症対応型通所介護事業所	1	-	-	-	1	1	1	1	1	-
地域密	指定小規模多機能型居宅介護事業所	-	-	_	-	-	-	_	_	-	_
密着 型サー	指定認知症対応型共同生活介護事業所	1	-	_	-	1	-	-	1	_	-
サ ー ビ	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-
7	指定地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護事業所	1	-	_	-	-	-	-	-	-	1
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-
	指定地域密着型通所介護事業所	7	2	1	-	4	2	1	2	-	2
指 サ介地	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	1	-	=	-	1	1	1	1	1	-
サービス 介護予防	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	-	-	=	-	-	-	-	-	-	-
型日	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	1	-	_	-	1	-	-	1	-	-
常	第一号訪問事業	14	-	-	-	3	1	-	1	9	8
活護	第一号通所事業	7	-	=	-	3	1	1	2	1	3
総・合・	第一号生活支援事業	1	-	=	-	1	-	-	-	-	-
	第一号介護予防支援事業	-	-	_	-	-	-	-	_	-	-
	合 計) 複数の取消事由が該当	79	6	8	-	41	16		16	15	26

注:1) 複数の取消事由が該当する事業所については、各取消事由ごとに計上されるため、指定取消件数と各取消事由の合計は一致しない。 2) 聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。

第11表 平成30年度介護サービスの種類別にみた指定取消・効力の停止期間別指定の効力の停止(一部・全部)件数

		Arr str.		一部停止				全部停止						
		総数	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	取消1)			
	I 指定訪問介護事業所	36	4	1	-	-	3	2	1	-	25			
指	 指定訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	指定訪問看護事業所	3	-	-	-	1	1	-	-	-	1			
	। ₁指定訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	_	_			
	指定居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-			
定居宅サ	ı Ⅰ 指定通所介護事業所	10	2	3	_	-	2	1	-	_	2			
Ψ̈́	 指定通所リハビリテーション事業所	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-			
	· └指定短期入所生活介護事業所	1	_	1	_	-	-	-	-	_	-			
ス	Ⅰ ₋ 指定短期入所療養介護事業所	3	_	2	_	-	-	_	_	_	1			
	· 「指定特定施設入居者生活介護事業所	1	_	1	_	-	-	-	-	_	-			
	ı ╻指定福祉用具貸与事業所	1	_	-	_	-	-	-	_	_	1			
	」 指定特定福祉用具販売事業所	1	_	_	_	-	-	_	_	_	1			
介	」 □ 指定介護老人福祉施設	-	-	_	-	-	-	_	_	-	_			
71	」 」介護老人保健施設	3	1	2	_	_	_	-	_	_	-			
ビ険	指定介護療養型医療施設	1	_	_	-	-	-	-	_	_	1			
へ旭	 介護医療院	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_			
	1 指定介護予防訪問介護事業所	2	-	-	-	-	-	-	-	_	2			
	 指定介護予防訪問入浴介護事業所	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_			
	指定介護予防訪問看護事業所	3	_	_	_	1	1	_	_	_	1			
	I 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	_	_	_	_	_	_	_	_		_			
疋	I ,指定介護予防居宅療養管理指導事業所	_	_	_	_	_	_	_	_		_			
予	」 指定介護予防通所介護事業所	1	_	_	_	_	_	_	_	_	1			
	日だり。ほかの通がりは手続か I I 指定介護予防通所リハビリテーション事業所		_	_	_	_	_	_	_	_				
サ	指定介護予防短期入所生活介護事業所	1		1										
Ľ	指足	2		1							1			
ス	1	ى	_	2		_	_	_	_	_	'			
	・ 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所 ・		_	'	_	_	_	_	_	_	_			
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	,	_	_	_	_	_	_	_	_				
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所		_		_	_	_	_	_	_	1			
	指定居宅介護支援事業所	17	2	1	_	_	2	2	_	_	10			
	指定介護予防支援事業所		_		_	_	_		-	_	_			
	プロ・随時対応型訪問介護看護事業所 プログロート フロー・フロー・フロー・フロー・フロー・フロー・フロー・フロー・フロー・フロー・	1	-	1	_	_	_	_	-	_	_			
定	I 指定夜間対応型訪問介護事業所	-	-	-	_	-	-	-	-	_	_			
地	指定認知症対応型通所介護事業所	1	-	-	-	-	-	-	-	_	1			
密	I 指定小規模多機能型居宅介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-			
着型	指定認知症対応型共同生活介護事業所	6	2	3	-	-	-	-	-	-	1			
++	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所 指定地域密着型介護老人福祉施設	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-			
ビ	入所者生活介護事業所	2	-	1	-	-	-	-	-	-	1			
防着指 サ型介地 ビ難域	「看護小規模多機能型居宅介護事業所」	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-			
	ı 指定地域密着型通所介護事業所	10	1	-	-	-	2	-	-	-	7			
	 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1			
	I 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	5	1	3	-	-	-	-	-	_	1			
日介	第一号訪問事業	23	3	1	-	-	3	1	1	-	14			
日介護 合生子	」 第一号通所事業	14	3	-	-	-	4	-	-	-	7			
事活防	第一号生活支援事業	2	1	-	-	-	-	-	-	-	1			
T425 -	ı Ⅰ第一号介護予防支援事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	合計	157	20	24	-	3	19	6	2	-	83			

注:1) 取消の件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。

(2)年度別の指定取消等の状況

第1表 都道府県別にみた年度別指定の効力の停止(一部・全部)件数(平成18年度~30年度)

第2表 都道府県別にみた年度別指定取消件数(平成12年度~30年度)

第3表 指定取消等の年度別にみた介護給付費の返還額の状況(平成12年度~30年度)

第1表 都道府県別にみた年度別指定の効力の停止(一部・全部)件数(平成18年度~30年度)

都道府県名	平成 都道府県名 18年度		平 19年	成 F度	平 20 ^全	平成 20年度		成 F度	平成 22年度		平成 23年度		平成 24年度		平成 25年度		平成 26年度		平 27 ^全	成 F度	平 _月 28年	皮度	平 29年	成 F度	平) 30年	成 =度	合計
	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	
北海道	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	3	1	13	2	5	12	10	-	2	1	5	-	57
青森県	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	3	_	3
岩手県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宮城県	-	-	-	-	-	2	-	-	2	-	3	-	1	-	-	-	4	4	6	-	1	-	-	-	4	_	27
秋田県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	6
山形県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	3
福島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	4	-	-	9	-	-	-	4	-	2	-	-	-	21
茨城県	-	-	-	-	3	-	2	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8
栃木県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	4	-	3	-	-	-	-	-	5	-	4	-	19
群馬県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	4	2	-	-	6	2	-	4	4	2	4	32
埼玉県	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	_	-	1	1	2	-	_	3	3	-	15
千葉県	-	-	-	-	4	-	2	-	-	-	-	-	-	1	4	2		7	1	-	-	-	5	-	1	-	34
東京都		1	1	_	_	1	46	_	2	-	3	-	2	-	1	1	8	-	2	3	-	-	-	_	-	-	71
神奈川県	_	_		_	3	_	-	_	-	-	6	-	-	-	3	-	4	_	3	2	2	10	3	6	-	3	45
新潟県	_	_		_	_	_	-	_	-	-	7	-	-	-	3	-	2	_	3	-	2	-	-	_	-	_	17
富山県	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	6	_	_	_	_	_	_	_	_		-	_	_	-	_	- 14
石川県 福井県		_			_		'		2	_	4	О		_	_	_	_	_	_			_	_	_	'	_	14
山梨県			2							_			2				2										6
長野県			_										_				_		1								1
岐阜県											2								_						1		2
静岡県	_	_			_				1	_	10	4	_	2	10	_	3	2	2		1	1		3	1	1	44
愛知県	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	14	_	_	_	10	_	6	_	9	1	3	_	3	1	3		50
三重県	_	_	_	_	1	2	5	2	1	2	_	_	1	1	7	2		_	1	_	_	2	-	_	_	_	28
滋賀県	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	3	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	3
京都府	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	1	_	_	_	2	3	_	_	6
大阪府	_	_	-	-	_	_	_	-	-	_	-	8	1	5	16	6	2	4	12	7	12	7	2	5	2	7	96
兵庫県	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	6	3	-	2	4	3	2	3	3	7	-	37
奈良県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	1	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	3
和歌山県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	1	-	7	-	2	-	-	2	16
鳥取県	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-
島根県	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	4
岡山県	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	1	-	-	1	-	2	-	6	1	-	-	-	-	-	-	2	16
広島県	-	-	-	-	-	-	2	-	-	1	-	-	2	-	-	-	2	-	2	-	1	-	4	-	4	-	18
山口県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	2	1	3	-	2	10
徳島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	2
香川県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	=	-	-	1	-	4	-	-	2	4	8	6	3	1	29
愛媛県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
高知県	-	-	-	-	-	-	2	-	1	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-	-	1	13
福岡県	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	1	-	1	-	-	-	2	-	-	4	11
佐賀県	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	7	-	1	-	3	-	-	-	-	-	17
長崎県	-	4	_	-	-	-	-	_	-	-	-	2	3	5	-	-	-	2	-	4	7	-	2	-	-	-	29
熊本県		1	_	_	_	_	_	1		-	_	-	-	-	1	1		-	_	_	-	-	_	_	-	-	4
大分県		_	1	2	_	2	_	1		-	_	2	-	4	2	-		-	-	_	-	-	_	_	_	-	14
宮崎県		_		_	_	_	-			-	_	-	-	-	4	-	-	_	5	-	1	-	-	_	2	_	12
鹿児島県		_	-	1	_	_	_	_	-	-	-	_	-	-	-	-	2	2	2	2	-	2	_	_	-	_	5
沖縄県		6	5	3	14	7	61	8	11	-	57	29	28	29	83	26	-	35	66	42	68	35	50	38	47	27	12
合 計		6 6	3		14		6		11	5		6	28 5		10		83		10		103		8		7-		862
		U	,	,		1	0	J		v	٥	v	ິນ	1	10	,,,		U	- 10	<i>,</i>	100	·	٥	U	/-	7	ш

注:各都道府県の数値には、指定都市及び中核市分を含む。

第2表 都道府県別にみた年度別指定取消件数(平成12年度~30年度)

都道府県名	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	合計
北海道	-	3	11	7	4	16	3	2	8	-	4	5	2	2	-	-	5	-	1	73
青森県	-	-	-	2	-	-	1	-	1	-	2	1	-	-	4	11	4	-	-	26
岩手県	-	-	-	-	2	1	1	2	-	-	_	-	2	-	-	-	2	-	-	10
宮城県	-	-	2	-	8	1	-	2	6	3	-	2	-	2	1	-	1	3	-	31
秋田県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	3	-	-	-	-	5
山形県	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	_	-	2	-	-	1	-	3	-	9
福島県	1	-	-	-	6	2	-	7	2	1	_	-	-	4	-	2	-	2	-	27
茨城県	-	-	-	3	-	2	-	11	1	3	-	2	2	5	-	-	-	-	-	29
栃木県	1	-	3	4	2	1	-	1	7	-	-	-	-	1	-	4	-	-	-	24
群馬県	-	1	4	3	2	-	2	1	4	2	_	-	-	3	6	5	3	11	1	48
埼玉県	-	6	2	-	-	-	4	-	6	5	1	-	-	2	-	1	4	13	4	48
千葉県	-	-	1	-	6	-	2	4	l	_	_	-	2	3	13	2	-	-	1	44
東京都	-	3	4	3	5	4	24	19	l	6		6	_	-	-	_	5		5	
神奈川県	-	-	1	-	1	3	2	-	2	3	3	-	_	12	4	10		14	1	66
新潟県	-	3	-	-	_	-	-	-	-	_	-	-	-	2	-	_	1	-	2	
富山県	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	2
石川県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	8	-	-	-	-	-	-	-	8
福井県	-	-	-	-	2	10	-	2	-	-	_	-	-	-	-	3	-	-	-	17
山梨県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	5	-	-	-	-	-	2	-	7
長野県	-	-	-	4	_	-	-	4	_	_	_	3	1	-	2	1	_	_	_	15
岐阜県	-	-	3	3	3	_	_	_	_	_	2	2	_	_	4	_	_	_	_	17
静岡県	-	-	3	-	1	2	2	1	_	4	8	12	4	4	1	_	4	7	_	53
愛知県	-	-	3	1	2	3	-	5	_	_	_	-	-	_	5	5	14	8	2	
三重県	-	4	-	1	_	_	-	_	/	2	/	_	1	3	-	_	_	_	_	25
滋賀県	-	-	1	3	7	2	2	1	_	_	_	1	_	_	10	_	_	_	_	27
京都府	-	3	30	12	1	10	3	_	_	-	_	_	_	-	8	6			_	75
大阪府	1	2	10	5	9	2	3	6		12		-	5	12	7	25		48		
兵庫県	_	'	2	_	'		6	9	4	2		2	_	4	10	9		5		
奈良県 和歌山県	-	_	2	1	_	_	3	_	_	3 5	2	-	_	_	_	2	4	3		20
	'	_		3	_		_	_	_	5	3	3	9		_	_	3	4	3	
鳥取県 島根県	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	2	_	_	_	6		3	_	16
局依宗 岡山県					_	-	_	8	9	6		2	2	2	2	_	2	3	'	35
広島県				6		_	1	0	1	1	5	2	8	12	2	5	9			62
山口県			2	_		_	_	_		<u>'</u>	3	1	°	3	2	3		10	_	11
他島県 徳島県		_	2	-	-	1	_	_		_	13	1 5	9	9	2	ر م	3		5	
香川県	_		2	2		8	_	_	_	_	13	_	_	2	_	_	-	_	_	14
愛媛県		_	_	_	2	2	_	1	2	8		2	2	3	_	2	_	_	_	24
高知県		_			_	2	1	5		_		2	2	_	_	_	_	12	_	34
福岡県		_		20	3	8	7	_	2	3	1	_	_	2	_	4	7			
佐賀県	_	_	_	1	_	2	_	3		_		_	_	5	2	-	2		-	
長崎県	_	3	_	1	_	1	_	_	_	_	3	2	3	9	_	6		_	_	35
熊本県	1	_	1	1	1	4	_	3	_	2	_	10		_	_	-	4	_	7	
大分県	_	_	_	_	5	_	_	_	6	3		_	_	1	6	2	1	_	1	
宮崎県	2	_	1	3	2	2	3	_	3	_	_	_	_	2	_	2	5	_		25
鹿児島県	_	_	_	13	2	2	3	_	5	_	_	_	_	_	_	_	-	3	2	
沖縄県	_	_	_	2	1	1	_	_	-	8	_	_	_	_	_	_	_	_	_	12
合 計	7	29	90	105	81	96	73	97	116	82		80	63	109	94	119	141	169	79	

注:1) 聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。 2)各都道府県の数値には、指定都市及び中核市分を含む。 3)平成27年度以降の件数には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。

第3表 指定取消等の年次別にみた介護給付費の返還額の状況

(平成30年度末時点)

比中职业体生物	1) 指定取消等	2) 返還対象		返還額の状況	(単位:百万円)	
指定取消等年次	事業所数	事業所数	3) 返還請求額	返還済額	不納欠損額	4) 未済額
平成12年度	7	6	30	30	1	1
平成13年度	29	25	225	139	15	72
平成14年度	90	66	1,601	661	623	316
平成15年度	105	84	1,569	662	610	297
平成16年度	81	65	1,050	551	319	180
平成17年度	96	75	1,302	931	261	109
平成18年度	79	49	537	151	163	222
平成19年度	105	89	2,451	2,032	246	173
平成20年度	137	88	1,279	612	369	298
平成21年度	151	63	581	321	176	84
平成22年度	118	85	1,498	695	735	68
平成23年度	166	102	3,861	1,940	145	1,775
平成24年度	120	78	338	215	33	90
平成25年度	218	142	1,404	735	283	386
平成26年度	212	125	822	663	68	90
平成27年度	227	138	568	364	30	174
平成28年度	244	135	920	460	24	436
平成29年度	257	146	1,191	808	6	377
平成30年度	153	83	797	317	_	480
合計	2,595	1,644	22,024	12,288	4,108	5,628

注:1)指定取消等事業所数は、指定取消(聴聞通知後に廃止届が提出された事業所を含む)、指定の効力の一部又は全部停止を行った数である。 2)返還対象事業所数には、返還額の有無について精査中である事業所も含む。 3)返還請求額には、加算金の額を含む。 4)未済額には、分割納付等による返還予定の額を含む。

(3)介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出・確認検査の状況

- 第1表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数(総括表)
- 第2表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数(都道府県所管分)
- 第3表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数(指定都市・中核市所管分)
- 第4表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数・一般検査の実施状況(法人の種類別)
- 第5表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数・一般検査の実施状況(事業者規模区分別)
- 第6表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数・一般検査の実施状況(都道府県所管分)
- 第7表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数・一般検査の実施状況(指定都市・中核市所管分)
- 第8表 業務管理体制の整備に関する特別検査の実施状況(法人の種類別)
- 第9表 業務管理体制の整備に関する特別検査の実施状況(事業者規模区分別)
- 第10表 業務管理体制の整備に関する特別検査の実施状況(都道府県所管分)
- 第11表 業務管理体制の整備に関する特別検査の実施状況(指定都市・中核市所管所管分)

1. 業務管理体制の整備に関する所管事業所数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
厚生労働省所管 (本省、地方厚生局)	962	962	1,021	1,081	1,188	1,263	133	150	151	156
都道府県所管	42,603	42,729	45,868	49,714	51,096	50,846	45,869	49,310	50,641	50,886
指定都市所管	634	629	652	684	1,503	1,737	11,041	9,417	12,324	14,814
中核市所管	425	420	424	441	1,160	1,245	1,309	1,477	1,589	2,109
指定都市・中核市 以外の市町村所管	1,750	1,791	1,701	1,879	1,941	2,022	1,854	4,345	2,504	3,132
合計	46,374	46,531	49,666	53,799	56,888	57,113	60,206	64,699	67,209	71,097

[※] 過年度分で訂正があったため、昨年度の公表値と数値が異なる。

2. 業務管理体制の整備に関する「一般検査」の実施状況について

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	計
厚生労働省所管	7	134	117	198	215	326	10	33	33	32	1,105
(本省、地方厚生局)	(0)	(0)	(3)	(1)	(2)	(10)	(0)	(4)	(2)	(0)	(22)
都道府県所管	129	2,267	5,243	4,188	5,257	5,558	5,103	5,312	5,989	6,398	45,444
印起州东州官	(4)	(48)	(137)	(169)	(42)	(154)	(174)	(195)	(345)	(233)	(1501)
指定都市•中核市所管	2	38	362	160	525	385	1,880	1,505	1,889	2,275	9,021
有定部门·中核门阶目	(0)	(0)	(162)	(47)	(55)	(30)	(114)	(91)	(124)	(146)	(769)
指定都市·中核市	116	125	177	273	212	275	236	310	208	246	2,178
以外の市町村所管	(25)	(19)	(16)	(73)	(37)	(27)	(38)	(97)	(51)	(32)	(415)
合計	254	254	2,564	5,899	4,819	6,209	6,544	7,160	8,119	8,951	50,773
口引	(29)	(29)	(67)	(318)	(290)	(136)	(221)	(387)	(522)	(411)	(2410)

[※] 下段の()はうち改善報告を求めた件数

3. 業務管理体制の整備に関する「特別検査」の実施状況について

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	計
厚生労働省所管	1	5	2	3	6	3	4	2	2	1	29
(本省、地方厚生局)	(0)	(4)	(1)	(3)	(4)	(3)	(4)	(2)	(2)	(1)	(24)
都道府県所管	7	30	18	24	37	40	38	48	31	30	303
40000000000000000000000000000000000000	(2)	(10)	(10)	(18)	(26)	(37)	(35)	(34)	(24)	(13)	(209)
指定都市•中核市所管	0	2	0	0	3	1	15	10	25	7	63
拍走都巾。中核巾別官	(0)	(1)	(0)	(0)	(3)	(1)	(10)	(6)	(12)	(3)	(36)
指定都市·中核市	0	0	0	0	3	2	4	8	0	4	21
以外の市町村所管	(0)	(0)	(0)	(0)	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(3)
合計	8	37	20	27	49	46	61	68	58	42	416
口前	(2)	(15)	(11)	(21)	(36)	(41)	(49)	(42)	(38)	(17)	(272)

[※] 下段の()はうち勧告等を行った件数

第1表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数(総括表)

(平成30年度)

		alle The felt wom I I at a	(平					
	指定等を受け ている事業所数 による区分	業務管理体制 の整備に関する 届出事業者数		柱中北兴和				
	による区別	(H30.4.1現在)	営利法人	特定非営利 活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体	その他
	大	45	36	-	2	4	-	3
(1)厚生労働省所管	中	78	61	_	7	7	-	3
	小	33	27	2	1	-	_	3
	合計	156	124	2	10	11	_	9
	大	40	23	_	2	13	_	2
(2)都道府県所管	中	1,472	390	11	273	703	4	91
	小	49,374	32,450	2,529	5,133	6,549	1,237	1,476
	合計	50,886	32,863	2,540	5,408	7,265	1,241	1,569
	大	2	_	-	-	2	-	-
(3)指定都市所管	中	204	13	1	26	127	1	36
(0)1828111111111	小	14,608	11,155	646	1,202	1,197	7	401
	合計	14,814	11,168	647	1,228	1,326	8	437
	大	_	1	1	-	1	1	-
(4)中核市所管	中	9	-	-	1	5	-	3
(年) 中核印刷目	小	2,100	1,737	109	118	100	1	35
	合計	2,109	1,737	109	119	105	1	38
	大	4	3	-	-	1	-	-
(5)「(3)・(4)」以外の	中	68	39	-	10	14	-	5
市町村所管	小	3,060	2,023	336	159	388	49	105
	合計	3,132	2,065	336	169	403	49	110
	大	91	62	_	4	20	_	5
合 計	中	1,831	503	12	317	856	5	138
(1)~(5)	小	69,175	47,392	3,622	6,613	8,234	1,294	2,020
	総計	71,097	47,957	3,634	6,934	9,110	1,299	2,163

注:(2)、(3)及び(4)について、各自治体別の内訳は、それぞれ別表「都道府県所管分」、「指定都市・中核市所管分」のとおりである。

第2表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数(都道府県所管分)

	指定等を受けて	業務管理体制			法人位	の種類		(平成30年度)
都道府県名	いる事業所数に よる区分	の整備に関する 届出事業者数 (H30.4.1現在)	営利法人	特定非営利 活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体	その他
北海道	大 中 小	1 43 1,997	- 13 1,185	- - 75	- 8 172	20 381	- - 139	1 2 45
青森県	(小計) 大 中 小	2,041 1 34 677	1,198 - 3 386	75 - - 23	180 1 - 58	401 - 28 158	139 - - 32	48 - 3 20 23
岩手県	(小計) 大 中 小	712 - 27 589	389 - 5 344	23 - 1 29	59 - 6 54	186 - 14 114	32 - - 23	- 1
宮城県	(小計) 大 中	616 - 28	349 - 11	30 - 1	60 - 3	128 - 12	23 - -	25 26 - 1
秋田県	<u>小</u> (小計) 大 中	519 547 - 22	323 334 - 3	30 31 - -	40 43 - 3	82 94 - 15	29 29 - -	15 16 - 1
	小 (小計) 大	508 530 -	317 320 -	1 <u>5</u> 1 <u>5</u> -	49 52 -	94 109 -	1 <u>5</u> 15 -	18 19 -
山形県	中 小 (小計) 大	17 503 520 -	3 287 290 -	26 26	43 43 -	8 109 117 -	18 18	24 24 26 -
福島県	中 <u>小</u> (小計)	44 920 964	8 585 593	46 46	7 97 104	20 156 176	- 14 14	9 22 31
茨城県	大 中 小 (小計)	42 1,265 1,307	12 797 809	36 36	11 137 148	19 212 231	29 29	54 54
栃木県	大 中 <u>小</u> (小計)	- 15 661 676	- 4 361 365	- - 55 55	- 3 	- 7 137 144	- - - -	- 1 31 32
群馬県	大 中 小	1 41 1,293	1 18 881	1 69 70	- 10 92	- 10 184	- - 34	2 33 35
埼玉県	(小計) 大 中 小	1,335 2 44 2,446	900 2 14 1,719	- - - 129	102 - 9 191	194 - 17 308	34 - - - 45	- 4 54
千葉県	(小計) 大 中 小	2,492 2 43 1,884	1,735 2 15 1,293	129 - 1 137	200 - 8 149	325 - 18 241	45 - - 49	58 - 1 15
東京都	(小計) 大 中	1,929 12 152	1,310 10 63	138 - 1	157 - 22	259 2 60	49 - -	16 - 6
神奈川県	<u>小</u> (小計) 大 中	5,080 5,244 3 60	4,017 4,090 3 26	300 301 - -	342 364 - 8	263 325 - 20	19 	139 145 - 6
仲赤川东	小 (小計) 大 中	1,384 1,447 2	938 967 -	120 120 -	-	2	4 4 -	58 64 -
新潟県	<u>小</u> (小計) 大	38 499 539 –	9 284 293 -		40 40 44 -	22 122 146 -	20 20 -	3 22 25 -
富山県	中 <u>小</u> (小計) 大	20 395 415	5 200 205	42 42	6 53 59	9 66 75	12 12 -	22 22
石川県	中 小 (小計)	16 597 613	1 361 362	- 37 37	3 72 75		- 20 20	2 16 18
福井県	大 中 小 (小計)	- 11 419 430	- 3 207 210	- - 15 15	- 2 68 70	88	- - 12 12	- 1 29 30
山梨県	大中小	1 8 520	- 3 329	- - 22	1 1 47	- 4 85	- - 29 29	- - 8
長野県	(小計) 大 中 小	529 2 29 1,047	332 - 1 508	22 - - 159	49 - 4 91	89 1 18 173	- 2 76	8 1 4 40 45
岐阜県	(小計) 大 中 小	1,078 - 24 1,004	509 - 5 640	159 - - 50	95 - 4 124	192 - 13 129	78 - - 34	45 - 2 27 29
静岡県	<u>(小計)</u> 大 中	1,028 1 43	645 - 13	50 - 1	128 - 7	142 1 21	34 - -	- 1
別門不	<u>小</u> (小計)	1,148 1,192	824 837	49 50	94 101	123 145	25 25	33 34

第2表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数(都道府県所管分)

	指定等を受けて	業務管理体制			法人位	の種類		(平成30年度)
都道府県名	おる事業所数による区分	の整備に関する 届出事業者数 (H30.4.1現在)	営利法人	特定非営利 活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体	その他
愛知県	大 中 小	3 75 1,918	1 20 1,437	- - 65	- 19 184	2 32 159	- - 25	48 52
三重県	(小計) 大 中 小	1,996 - 30 1,251	1,458 - 5 880	65 - 1 93	203 - 4 76	193 - 18 133	25 - - 26	2 2 43 45
滋賀県	<u>(小計)</u> 大 中 小	1,281 - 17 625	885 - 3 389	94 - - 70	80 - 2 49	151 - 11 78	26 - - 16	45 - 1 23 24
京都府	(小計) 大 中 小	642 - 8 423	392 - 1 187	70 - - 33	51 - 1 64	89 - 6 105	16 - - 12	-
大阪府	(小計) 大 中 小	431 2 117 3,241	188 1 45 2,546	33 - - 131	65 - 22 235	111 1 43 267	12 - - - 7	22 22 - 7 55
兵庫県	(小計) 大 中	3,360 - 48	2,592 - 11	131 - 2	257 - 8	311 - 25		62 - 1
	<u>小</u> (小計) 大 中	1,232 1,280 1 1	818 829 - 3	72 74 - -	119 127 - 8	151 176 1	28 29 - -	45 - 1
奈良県 	小 (小計) 大	995 1,015 -	752 755 -	40 40 -	54 62 -	108 116 -	29 29 -	12 13
和歌山県	中 小 (小計) 大	19 885 904 1	4 621 625 -	24 24 -	3 78 81 -	103 112 1	36 -	3 23 26 -
鳥取県	中 <u>小</u> (小計) 大	12 277 290 –	- 172 172 -	9 9 -	5 35 40 -	7 44 52	- 8 8	9 9 -
島根県	中 <u>小</u> (小計)	11 506 517	2 286 288		- 42 42	7 108 115	- 21 21	2 19 21
岡山県	大 中 小 (小計)	29 843 872	5 483 488		2 141 143	20 126 146	27 27	2 27 29
広島県	大 中 <u>小</u> (小計)	1 52 957 1,010	1 13 567 581	- 2 <u>32</u> 34	- 10 167 177	- 25 132 157	- 1 <u>17</u> 18	1 42 43
山口県	大 中 <u>小</u> (小計)	21 674 695	- 5 397 402	- - 24 24	- 7 98 105	9 117 126	- - 16 16	22 22
徳島県	大 中 小 (小計)	1 13 706 720	- - 464 464	- - 25 25	5 110 115	1 7 65	- - 16	1 26 27
香川県	大 中 <u>小</u> (小計)	– 20 594	- 4 380 384	- - - 24 24	- 3 84	-	- - 19	1 1 12
愛媛県	大 中 小	614 - 26 886	- 6 602	- - 30	87 - 5 122	- 11 84	- - 19	4 29 33
高知県	(小計) 大 中 小	912 - 9 537	608 - 1 299	30 - - 21	127 - 1 99	95 - 7 63	19 - - 37	33 - - 18 18
福岡県	(小計) 大 中 小	546 2 44 1,972	300 1 15 1,316	21 - - 63	100 - 11 234	1 14 244	37 - - 50	
佐賀県	(小計) 大 中 小	2,018 - 8 462	1,332 - 1	63 - - 41	245 - 1 102	259 - 6 61	50 - - 21	69 - - 3
長崎県	(小計) 大 中	470 - 25	234 235 - 1	41 - -	103 - 5	67 - 19	21 - -	3
熊本県	小 (小計) 大 中	866 891 1 12	448 449 1 1	26 26 - -	156 161 - 5	- 6	20 20 - -	29 29 - -
	<u>小</u> (小計) 大 中	751 764 - 22	383 385 - 1	33 33 - -	127 132 - 3	152 158 - 16	28 28 - -	28 28 - 2
大分県	<u>小</u> (小計)	822 844	465 466	<u>36</u> 36	165 168	99	1 <u>0</u> 10	47 49

第2表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数(都道府県所管分)

								(一次しし十尺)
	指定等を受けて	業務管理体制			法人0	D種類		
都道府県名	指定等を受けて いる事業所数に よる区分	の整備に関する 届出事業者数 (H30.4.1現在)	営利法人	特定非営利 活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体	その他
	大	-	-	ı	ı	-	-	1
宮崎県	中 小	1.041	2 696	40	129	4 128	- 15	1 33
	(小計)	1,048		40		132	15	34
	大	_	-	=	_	-	-	_
鹿児島県	中	20	2	-	8	8	-	2
此儿而不	小	961	451	41	196	208	32	33
	(小計)	981	453	41	204	216	32	35
	大	-	-	-	_	-	-	_
沖縄県	中	7	1	-	2	4	-	_
71 4571	小	594	391	12	79		24	14
	(小計)	601	392	12	81	78	24	14
	大	40		-	2	13	_	2
合計	中	1,472	390	11	273	703	4	91
	小	49,374	32,450	2,529	5,133	6,549	1,237	1,476
	総 計	50 886	32 863	2 540	5 408	7 265	1 241	1 569

	指定等を受けて	業務管理体制			法人σ)種類		(平成30年度)
	いる事業所数による区分	の整備に関する 届出事業者数 (H30.4.1現在)	営利法人	特定非営利 活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体	その他
+1 細士	大中	- 10	- 1	- -	- 3	- 6	-	- -
札幌市	小 (小計)	830 840	638 639	50 50	77 80	38 44		27
仙台市	大 中 小	- 7 348	- - 270	- - 18	2 26	5 29	-	- - :
	(小計) 大	355 -	270 -	18	28 -	34		<u></u>
さいたま市	中 小	2 307	1 232 233	- 11	1 27	- 30	- -	
	<u>(小計)</u> 大 中	309 - 4	233 - 1	11 - -	28 - -	30 - 3		
千葉市	小 (小計)	350 354	271 272	18 18	26 26	25 28		10
横浜市	大中:	1 7	- 1	- -	- 1	1 5		- -
	<u>小</u> (小計) 大	971 979 -	679 680 -	98 98 -	77 78 -	87 93 -		30 30 -
川崎市	中 小	6 275	- 195	- 33	_ 22	5 19	- -	1 6
	(小計) 大	281	195 -	33		24 -	<u> </u>	-
相模原市	中 小 (小計)	234 234	167 167		21 21	30 30	- - 	
新潟市	大中	- 13	-	- -	- 1	- 11	-	-
4917119112	<u>小</u> (小計) 大	342 355	234 234	14 14	33 34	45 56	1	15 16
静岡市	中小	2 299	232	- 13	_ 28	2 25	- 1	-
	(小計) 大	301 -	232 232 -	13 -	28 -	27 -	<u>1</u> -	-
浜松市	中 小 (小計)	3 324 327	242 242	12 12	1 35 36	2 31 33	- 1	<u>-</u>
名古屋市	大中	- 13	- 3	- 1	- 2	- 4	- - -	- - 3
石口座巾	小 (小計)	1,178 1,191	975 978	34 35	74 76	67 71	<u>1</u> 1	27 30
京都市	大 中 小	12 629	- - 475	- - 25	3 61	7 43	- - 2	- 2 23
	(小計) 大	642	475 -	25 -	64 -	51 -	2 –	23
大阪市	中 小 (小計)	2,769 2,784	2,332 2,333	90 90	6 131 137	4 145 149	_ 	71 75
##±	大中	- 74	-	90 - -	- - -	- 52		22
堺市	小 (小計)	2,104 2,178	1,519 1,519	67 67	111 111	344 396		63 85
神戸市	大中小	9 857	- 1 655	- - 55	- 2 73	- 5 43	- - 1	- 1 30
	(小計) 大	866 -	656 -	55 -	75 75	48 -	<u>-</u> 1 -	30 31
岡山市	中 小 (1) = ()	6 442	1 308		1 69	3 27	- -	18 18 19
+5+	(小計) 大 中	448 - 7	309 - -	20 - -	70 - 1	30 - 6		1 <u>.</u> - -
広島市	小 (小計)	492 499	337 337	17 17	93 94	30 36		15 15
北九州市	大中山	- 5	2	- - 17	- 1	- 1 54	- 1	- -
	<u>小</u> (小計) 大	658 663 –	497 499 -	17 17 -	75 76 -	54 55 -		15 15 -
福岡市	中 小	2 728	_ 560	- 27	- 73	1 48	- -	1 20 21
	(小計) 大	730	560	27 - -	73 -	49 - 5	<u> </u>	21
熊本市	中 小 (小計)	7 471 478	337 338	16 16	1 70 71	5 37 42	- - - -	1:
指定都市	大中	2 204	- 13	- 1	- 26	2 127	- 1	36
合計	<u>小</u> (小計)	14,608 14,814	11,155 11,168	646 647	1,202 1,228	1,197 1,326	7 8	40

	七字笠を至けて	業務管理体制	法人の種類					(平成30年度)
	指定等を受けて いる事業所数に よる区分	業務管理体制 の整備に関する 届出事業者数 (H30.4.1現在)	営利法人	特定非営利 活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体	その他
函館市	大 中 小	- - 7	- - 6	- - -	- - 1	- - -	- - -	- - -
旭川市	(小計) 大 中 小	- - - 42	6 - - 35		1 	- - -	- - -	
青森市	(小計) 大 中	42 - -	35 - -	4 - -	3			
	小 (小計) 大 中	31 31 - -	25 25 - -		2 	4 		
八戸市	小 (小計) 大	18 18 -	14 14 -	2 2 -	1 1 -	1 1 -	- - -	- - -
盛岡市	中 小 (小計)	5 5	- 5 5	- - -	- - -	- - -	- - -	- - - -
秋田市	大 中 小 (小計)	13 13	- - 12	- - 1	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -
福島市	大 中 小	- - 9	- - 7	- - 1	- - 1	- - -	- - -	- - -
郡山市	(小計) 大 中 小	9 - - 5	7 - - 5	1 - - -	1 - - -		- - - -	
いわき市	(小計) 大 中	5 - -	5 - -	<u>-</u> - -	<u> </u>			
	小 (小計) 大 中	7 7 - -	7 7 - -	- - - -				
宇都宮市	<u>小</u> (小計) 大	7 7 -	5 5 -		2 2 -			
前橋市	中 小 (小計) 大	8 8 -	- 6 6 -		- - - - -	- - - - -	- - - - -	
高崎市	中 小 (小計)	- 32 32	- 30 30	- 1 1	- - -	- - -	- - -	- 1 1
川越市	大 中 小 (小計)	- - 7	- - 5 5	- - 1	- - -	- - 1	- - -	- -
川口市	大 中 小 (小計)	- - 1	- - 1	- - -	- - -	- - -	- - -	_ _ _
越谷市	大中	1 - - 9	1 - - 0	<u>-</u> - -	<u>-</u> - -	- - - 1	- - - -	<u>-</u> - -
船橋市	小 (小計) 大 中	9 - -	8 - -		- - -	<u></u>		
	小 (小計) 大 中	8 8 -	7 7 -	- - -	1 1 -			
柏市	<u>小</u> (小計) 大	- 8 8	3 3 -	- 4 4 -	1 1 1	- - - -	- - - -	- - - -
八王子市	中 小 (小計)	9 9	- 8 8	- 1 1	- - -	- - -	- - -	- - - -
横須賀市	大 中 小 (小計)	- - 44 44	- - 43 43	- - 1	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -
富山市	大 中 小 (小計)	- - 3	- - 2	- - -	- - -	- - 1	- - -	- - -
金沢市	大中	3 - - 27	2 - - 17			1 	- - - -	- - -
長野市	小 (小計) 大 中	27 27 - -	17 - -	<u>'</u> 1 - -				
技野巾	小 (小計)	10 10	8 8	2				

	指定等を受けて	業務管理体制			法人(の種類		(平成30年度)
	いる事業所数による区分	の整備に関する 届出事業者数 (H30.4.1現在)	営利法人	特定非営利 活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体	その他
岐阜市	大 中 小	- - 19	- - 17	- - 2	- - -	- - -	- - -	- - -
	(小計) 大 中	19	17 -	2 -				-
豊橋市	小 (小計)	13 13	12 12		1			
岡崎市	大 中 <u>小</u>	- - 25	- - 25	- - -	- - -	- - -	- - -	- - -
豊田市	(小計) 大 中	25 - -	2 <u>5</u> - -	<u>-</u> - -	<u>-</u> - -	<u>-</u> - -	_ _ _	- - -
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	小 (小計) 大	20 20 -	17 17 -	2 2 -	1 1 -			
大津市	中 小 (小計)	- 15 15	- 11 11	_ 	- 	- 2 2	_ 	-
豊中市	大中	-	-	- - -	- -			-
	小 (小計) 大	23 23 -	19 19 -	<u>4</u> -				
高槻市	中 小 (小計)	22 22	- 16 16	- 1 1	- 2 2	- 3 3	_ 	- - -
枚方市	大 中 小	- - 14	- - 13	- - -	- - -	- - 1	- - -	- - -
	(小計) 大 中	14 - -	13 - -	<u>-</u> - -	<u>-</u> - -	1 - -	_ _ _	<u> </u>
八尾市	小 (小計) 大	25 25 –	25 25 -					
東大阪市	中 小 (小計)	_ 15 15	- 12 12	- 	- - 	- 3 3	- - -	-
姫路市	大中小	- 2	-	-	-	- 1		1
	(小計) 大	322 324 -	247 247 -	16 16	24 24 -	29 30 -		7
尼崎市	中 小 (合計)	4 467 471	404 404	- 16 16	1 22 23	1 13 14	- - -	2 12 14
明石市	大 中 小	- 1 111	- - 83	- - 5	- - 14	- 1 7	- - -	- - 2
	(合計) 大 中	112 - 2	<u>83</u> - -	<u>5</u> - -	14 - -	8 - 2		
西宮市	小 (合計) 大	325 327 -	270 270 -	11 11 -	22 22 -	8 10 -	1 1 -	13 13 -
奈良市	中 小 (合計)	_ 9 9	- <u>8</u> 8	- 	- 1	- 	- - 	-
和歌山市	大中小	-	- - - 4	- -	- - -	- - -	_ _ _	-
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 5 -	<u>4</u> -			<u></u>		
鳥取市	<u>小</u> (合計)	26 26	- 17 17	- 7 7	- 1 1	- 1 1	- - -	- - -
松江市	大 中 小	- - 10	- - 4	_ 	_ _ 1	_ _ 	- - - -	- - -
会盐+	(合計) 大 中	10 - -	4 - -	2 - -	1 - -	3 - -		
倉敷市	小 (合計) 大	25 25 –	22 22 -	2 	1 1 -			
呉市	中 小 (合計)	- 1	_ 	_ 	- 1	_ 	_ 	-
福山市	大中	- - -			- - -	- - -		- - -
	小 (合計) 大	43 43 -	39 39 -	4 4 -				
下関市	中 小 (合計)	24 24	- 17 17		- - -	- 3 3	_ _ 	-

	指定等を受けて	業務管理体制			法人0	D種類		(平成30年度)
	おる区分	の整備に関する 届出事業者数 (H30.4.1現在)	営利法人	特定非営利 活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体	その他
高松市	大 中 小 (合計)	- - 26 26	- - 22 22	- - 3	- - 1	- - - -	- - - -	- - -
松山市	大 中 小 (合計)	- - 30 30	- - 23 23	- - 1	- - 2	- - 4	_ _ _ 	- - -
高知市	大 中 小 (合計)	- - 5	- - 3	- - -	- - - 2	- - -	-	-
久留米市	大中小	5 - - 22	3 - - - 18			- - - 1	- - - -	
長崎市	(合計) 大 中 小	22 - - 18	18 - - 15		2 - - - 1	1 - - -		1
佐世保市	(合計) 大 中 小	18 - - 22	15 - - - 18	2 	- - - 2			-
大分市	(合計) 大 中 小	22 - - 4	18 - - 4		2 - - -			- - -
宮崎市	(合計) 大 中 小	4 - - 23	4 - - 21					- - -
鹿児島市	(合計) 大 中 小	23 23 - - 68	21 21 - - 59	1 - - 3	1 - - 3	- - - 3	- - - -	- - - -
那覇市	(合計) 大 中 小	68 - - 13	59 - - 13	3 - - - -	3 - - -	3 - - -		-
中核市 合計	(合計) 天 中 小 総計	13 - 9 2,100 2,109	13 - - - 				1	3 3 35 35

第4表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数・一般検査の実施状況(法人の種類別)

		Alle Str Adv TCD (AL A-1)	務管理体制		平成3	30年度に一般検	査を実施した事業	業者数	
	法人種別	未務官理体制 の 整備に関する	計画上の事業者数	うち書	面検査	うち実	地検査	台	: it
		届出事業者数 (H30.4.1現在)	(平成30年度)	(A)	うち改善報告を 求めた事業者数 (a)	(B)	うち改善報告を 求めた事業者数 (b)	(A)+(B)	(a)+(b)
	営利法人	124	30	19	-	8	-	27	-
	特定非営利活動法人	2	-		-	-	-	-	-
	医療法人	10	2	1	_	1	-	2	-
(1)厚生労働省所管	社会福祉法人	11	2	1	-	1	-	2	-
	地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	9	1	1	-	-	-	1	-
	(小計)	156	35	22	-	10	-	32	_
	営利法人	32,863	4,930	2,964	66	813	67	3,777	133
	特定非営利活動法人	2,540	363	189	4	59	3	248	7
	医療法人	5,408	1,104	536	18	346	7	882	25
(2)都道府県所管	社会福祉法人	7,265	1,536	649	49	524	14	1,173	63
	地方公共団体	1,241	172	93	49	16	1	109	1
	その他	1,569	269	145	2	64	2	209	4
	(小計)	50,886	8,374	4,576	188	1,822	94	6,398	233
	営利法人	11,168	1,432	1,429	131	76	1	1,505	132
	特定非営利活動法人	647	79	59	-	4	-	63	-
	医療法人	1,228	191	162	-	16	1	178	1
(3)指定都市所管	社会福祉法人	1,326	137	106	2	25	-	131	2
	地方公共団体	8	4	3	-	-	-	3	-
	その他	437	22	16	-	4	-	20	-
	(小計)	14,814	1,865	1,775	133	125	2	1,900	135
	営利法人	1,737	498	202	3	115	7	317	10
	特定非営利活動法人	109	21	5	-	11	1	16	1
	医療法人	119	21	5	-	10	-	15	-
(4)中核市所管	社会福祉法人	105	26	-	-	24	-	24	-
	地方公共団体	1	-	-	-	-	-	-	-
	その他	38	4	_	-	3	-	3	-
	(小計)	2,109	570	212	3	163	8	375	11
	営利法人	2,065	305	115	2	74	16	189	18
	特定非営利活動法人	336	37	4	-	14	7	18	7
(=) F(=)	医療法人	169	23	2	-	7	1	9	1
(5)「(3)・(4)」以外の 市町村所管	社会福祉法人	403	54	9	1	14	5	23	6
	地方公共団体	49	4	-	-	-	-	-	-
	その他	110	14	3	_	4	_	7	_
	(小計)	3,132	437	133	3	113	29	246	32
	営利法人	47,957	7,195	4,729	202	1,086	91	5,815	293
	特定非営利活動法人	3,634	500	257	4	88	11	345	15
合 計 (1)~(5)	医療法人	6,934	1,341	706	18	380	9	1,086	27
	社会福祉法人	9,110	1,755	765	52	588	19	1,353	71
	地方公共団体	1,299	180	96	49	16	1	112	1
	その他	2,163	310	165	2	75	2	240	4
	総 計	71,097	11,281	6,718	327	2,233	133	8,951	411

第5表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数・一般検査の実施状況(事業者規模区分別)

					平成	は30年度に一般検	査を実施した事業		平成30年度)
	指定等を受けて	業務管理体制		うち書	面検査	うち実	地検査	合	ā†
	いる事業所数による区分	の整備に関する 届出事業者数 (H30.4.1現在)	届出事業者数 (平成30年度)		うち改善報告を 求めた事業者数 (a)	(B)	うち改善報告を 求めた事業者数 (b)	(A)+(B)	(a) + (b)
	大	45	6	0	0	6	0	6	0
(1)厚生労働省所管	中	78	19	16	0	3	0	19	0
(1/) 子工刀 则 目川 日	小	33	10	6	0	1	0	7	0
	合計	156	35	22	0	10	0	32	0
	大	40	9	5	0	6	0	11	0
(2)都道府県所管	中	1,472	276	135	1	118	5	253	6
(2) 即是刑 水/기 日	小	49,374	8,089	4,436	138	1,698	89	6,134	227
	合計	50,886	8,374	4,576	139	1,822	94	6,398	233
	大	2	0	0	0	0	0	0	0
(3)指定都市所管	中	204	34	28	1	6	0	34	1
(0) 指定银机机 音	小	14,608	1,831	1,747	132	119	2	1,866	134
	合計	14,814	1,865	1,775	133	125	2	1,900	135
	大	0	0	0	0	0	0	0	0
(4)中核市所管	中	9	2	0	0	3	0	3	0
	小	2,100	568	212	3	160	8	372	11
	合計	2,109	570	212	3	163	8	375	11
	大	4	0	0	0	0	0	0	0
(5)「(3)・(4)」以外の	中	68	13	0	0	7	3	7	3
市町村所管	小	3,060	424	133	3	106	26	239	29
	合計	3,132	437	133	3	113	29	246	32
	大	91	15	5	0	12	0	17	0
合 計	中	1,831	344	179	2	137	8	316	10
(1)∼(5)	小	69,175	10,922	6,534	276	2,084	125	8,618	401
	総計	71,097	11,281	6,718	278	2,233	133	8,951	411

注:(2)、(3)及び(4)について、各自治体別の内訳は、それぞれ別表「都道府県所管分」、「指定都市・中核市所管分」のとおりである。

第6表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数・一般検査の実施状況(都道府県所管分)

1	1	Т					atu	(平成30年度)	
	指定等を受けて	業務管理体制の		うた 宝	平 面検査		査を実施した事業者		#4
	相定寺を受けている事業所数に よる区分	整備に関する 届出事業者数 (H30.4.1現在)	計画上の事業者数 (平成30年度)	(A)	回快宜 うち改善報告を 求めた事業者数 (a)	(B)	地検査 うち改善勧告を 求めた事業者数 (b)	(A)+(B)	計 (a)+(b)
北海道	大 中 小 (小計)	1 43 1,997 2,041	- 12 737 749	- 1 163 164	-	- 1 26 27	- - -	- 2 189 191	-
青森県	大中小	1 34 677	- - 180	- - 180	- - 31			- - 180	- - 31 31
岩手県	(小計) 大 中 小	712 - 27 589	180 - 3 59	180 - 3 30	31 - - - 1		- - - -	180 - 3 46	
宮城県	(小計) 大 中 小	616 - 28 519	62 - 4 63	33 - 4 58	1 - - 3	16 - 1	- - 1 -	49 - 5 58	1 - 1 3
秋田県	(小計) 大 中 小	547 - 22 508	67 - - 32	62 - - 32	3 - - -	1 	1 - - -	63 - - 32	4
山形県	(小計) 大 中 小	530 - 17 503	32 - 1 74	32 - - -		- - 1 76		32 - 1 76	- - - 2
福島県	(小計) 大 中 小	520 - 44 920	75 - 44 920	 _ 10 125		77 - - -		77 - 10 125	
茨城県	(小計) 大 中 小	964 - 42 1,265	964 - 1 342	135 - 1 315				135 - 1 315	- - - -
栃木県	(小計) 大 中 小	1,307 - 15 661	343 - 14 207	316 - - -				316 - - -	- - - -
群馬県	(小計) 大 中 小	676 1 41 1,293	221 - 5 125	2 61		- - 3 53		- - 5 114	- - - -
埼玉県	(小計) 大 中 小	1,335 2 44 2,446	130 - - - -	63 - - -	_ _ _ _	56 - - -		119 - - - -	- - - -
千葉県	(小計) 大 中 小	2,492 2 43 1,884	1 9 290	1 8 250	- - - -	- - - -	- - - -	1 8 250	- - - -
東京都	(小計) 大 中 小	1,929 12 152 5,080	300 2 9 642	259 2 8 594	- - - -	- - - -	- - - -	259 2 8 594	- - -
神奈川県	(小計) 大 中 小	5,244 3 60 1,384 1,447	653 - 6 194 200	604 - 6 193	- - - -	- - - -	- - - -	604 - 6 193	- - - -
新潟県	(小計) 大 中 小	2 38 499	- 2 99	_ 2 99	- - - 4			199 - 2 99	-
富山県	(小計) 大 中 小 (小計)	539 - 20 395 415	-	101 - 4 51 55	- - -			101 - 4 51 55	- - -
石川県	大 中 小 (小計)	- 16 597 613	- 5 39 44	55 5 39 44	- 1 7 8	_ _ 	- - -	5 5 39 44	- 1 7
福井県	大 中 小 (小計)	- 11 419 430	- 2 42	- - - -	- - - -	2 42 44		2 42 44	- - -
山梨県	大 中 小 (小計)	1 8 520 529	-		- - - -	- - - -		- - - -	-
長野県	大 中 小 (小計)	29 1,047 1,078	- 5 92 97	- - 5 82 87	- - - -	-	- - - -	5 82 87	-
岐阜県	大 中 小 (小計)	1,078 - 24 1,004 1,028	5 5 137 142	3 119 122	- - - -	- - 11 11	- - 6 6	- 3 130	- - 6
静岡県	大 中 小 (小計)	1,020 1 43 1,148 1,192	- 8 157 165	- - -	- - - -	8 157 165	-	- 8 157 165	- - - -
愛知県	大 中 小 (小計)	3 75 1,918 1,996	-	- - - -	- - - -	2 31 238 271	2 76 78	2 31	- 2 76 78
三重県	大 中 小 (小計)	- 30 1,251 1,281	242 242	- - 170 170	- - - -	-		170 170	-
滋賀県	大 中 小 (小計)	- 17 625 642	- 1 52 53	- - 22 22	- - - -	- 4 33 37	- 2 2 4	– 4 55	- 2 2 2

第6表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数・一般検査の実施状況(都道府県所管分)

									(平成30年度)
		業務管理体制の					査を実施した事業者	1	
	指定等を受けて いる事業所数に	整備に関する	計画上の事業者数	うち書	面検査	うち実	地検査	合	î ă l
	よる区分	届出事業者数 (H30.4.1現在)	(平成30年度)	(A)	うち改善報告を 求めた事業者数 (a)	(B)	うち改善勧告を 求めた事業者数 (b)	(A)+(B)	(a) + (b)
	大中	- 8	- 3	-	-	- 3	-	- 3	-
京都府	小	423	72	5	_	72		77	-
	(小計) 大	431	75 -	5		75 -	_	80	
大阪府	中	117	6	-	-	6	-	. 6	-
7 1,0417	小 (小計)	3,241 3,360	64 70			64 70		64 70	
	大	-	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県	中小	48 1,232	5 132	5 112	_	-	_	5 112	_
	(小計)	1,280	137	117	-	-	-	117	-
	大中	1 19	- 5		-	- 5	_	- 5	_
奈良県	小	995	81	_	_	81	_	81	_
	(小計) 大	1,015	86	-	-	86	-	86	-
和歌山県	中	19	1	-	-	-	-	-	-
THEATEN	小 (小計)	885 904	120 121	93 93				93	
	大	1	1	1	-	1	-	1	-
鳥取県	中小	12 277	5 66	_		5 63	_	5 63	_
	(小計)	290	72	_	_	69	_	69	
640	大中	- 11	- 7	_	_ _	- 7	_	7	_
島根県	小	506	87			87		87	
-	<u>(小計)</u> 大	517 -	94	_	-	94	_	94	-
岡山県	中	29	2	2	-	-	-	2	-
	小 (小計)	843 872	53 55	53 55				53 55	
	大	1	1	1	-	-	-	1	-
広島県	中小	52 957	38 666	37 632	_	-	_	37 632	-
	(小計)	1,010	705	670	-	_	-	670	-
die en el	大中	21	_	-	_	-	_	_	-
山口県	<u>/\</u>	674	30	29	3			29	3
	(小計) 大	695 1	30		3			29	3
徳島県	中小	13	5	5	-	-	-	5	-
	<u>小</u> (小計)	706 720	129 134	127 132				127 132	
	大	-	-	-	-	-	-	_	-
香川県	中 小	20 594	3 70	_ 55	_	15	_	3 70	_
	(小計)	614	73	55	-	18	-	73	-
愛媛県	大中	26	2	2	_	_	_	2	_
支級示	<u>小</u> (小計)	886 912	67 69	47 49				47 49	
	大	-	-	-	_	_	-	- 49	-
高知県	中小	9 537	2 48	2 48	_	_	_	2 48	=
	(小計)	546	50	50	_			50	
	大中	2 44	3 20	-	-	3 22	-	3 22	
福岡県	小	1,972	417	_	_	377		377	
-	(小計) 大	2,018	440			402	_	402	-
佐賀県	大中	8	14	-	-	14	-	14	
	<u>小</u> (小計)	462 470	206 220			206 220		206 220	
	大	-	-		-	-	-	-	-
長崎県	中 小	25 866	5 141	5 140	- 86	_ 1	1	5 141	- 87
	(小計)	891	146	145	86	1	1	146	87
松士田	大中	1 12	1 6	1		_	_	1 6	
熊本県	小	751	66 73	66	_			66	-
	(小計) 大	764 -	73	73 -				73	-
大分県	大中小	22 822	2 140	2	-	-	-	2	
	(小計)	822 844	140 142	140 142				140 142	
	大中	- 7	- 2	- 2				- 2	-
宮崎県	小	1,041	125	125	_ 	_ 		125	
	(小計)	1,048	127 -	127 -		_	_	127	-
鹿児島県	大中	20	5	5	_	_	_	5	
近しの不	小 (小計)	961 981	166 171	157 162	<u>3</u> 3	3	2	160 165	
	大	-	-	-	-	-	-	-	-
沖縄県	中 小	7 594	2 91	- 24	_ _	2 77	_	2 101	=
	(小計)	601	93	24		79		103	
	大中	40 1,472	9 276	5 135	-	6 118		11 253	
合 計	小	49,374	8,089	4,436	138	1,698	89	6,134	227
1	小 総 計	50,886	8,374	4,576	139	1,822	94	6,398	233

					平	成30年度に一般検査を実施した事業者数			
	指定等を受けて	業務管理体制の 整備に関する	計画上の事業者	うち書			地検査		·ā†
	いる事業所数に よる区分	登開に関する 届出事業者数 (H30.4.1現在)	計画エの事業名 数(平成30年度)	(A)	うち改善報告を 求めた事業者数 (a)	(B)	うち改善勧告を 求めた事業者数 (b)	(A)+(B)	(a) + (b)
札幌市	大中小	- 10 830	- 1 169	- 1 125	- - -	- - -	- - -	- 1 125	-
仙台市	(小計) 大 中 小	840 - 7	170 - 1	126 - -		- - 1		126 - 1	
	が (小計) 大 中	348 355 - 2	37 38 -	37 37 -				37 38 -	
さいたま市	小 (小計) 大	307 309	70 70 –	70 70 -				70 70 -	
千葉市	中 小 (小計)	4 350 354	- 108 108	- 108 108	- - -	- - -	- - -	- 108 108	
横浜市	大 中 小 (小計)	1 7 971 979	- 1 167 168	- 1 167 168	- - - -	- - - -	- - - -	- 1 167 168	- - -
川崎市	大 中 小	- 6 275	- 3 179	- 3 122	- - -	- - -	- - -	- 3 122	- - -
相模原市	(小計) 大 中 小	281 - - 234	182 - - 47	125 - - 47	- - -	- - -	- - -	125 - - 47	- - -
新潟市	(小計) 大 中	234 - 13	47 - 12	47 - 12	<u>-</u> - -	<u> </u>	<u>-</u> - -	47 - 12	- - -
静岡市	小 (小計) 大 中	342 355 - 2	38 50 - -	36 48 - -		- - - -	- - - -	36 48 - -	- - -
育学 [山] [[7]	小 (小計) 大	299 301 -	53 53	53 53 -	<u> </u>	<u>-</u> - -		53 53 -	- - -
浜松市	中 小 (小計) 大	3 324 327 -	1 44 45	1 44 45 -	1 10 11 -	- - - -	- - - -	1 44 45 -	1(11 -
名古屋市	中 <u>小</u> (小計)	13 1,178 1,191	- 177 177	- 145 145	- - -	- - -	- - -	- 145 145	- - -
京都市	大 中 小 (小計)	1 12 629 642	- 5 99 104	- - -	- - - -	- 5 99 104	- - 2 2	- 5 99 104	- -
大阪市	大 中 小 (小計)	- 15 2,769 2,784	- - 350 350	- - 506 506	- - 122 122	- - 12 12	- - - -	- - 518 518	- - 122 122
堺市	大 中 小 (小計)	- 74 2,104 2,178			- - -		- - - -	- - -	- - -
神戸市	大 中 小 (小計)	2,176 - 9 857 866	6	- - -	- - -	- - 8 8		- - 8 8	- -
岡山市	大中小	- 6 442	6 - 5 58 63	- - 5 58 63	- - - -	- - - -	- - - -	- 5 58	-
広島市	(小計) 大 中 小	448 - 7 492	63 - 1 34 35	63 - 1 34 35		- - -	- - - -	63 - 1 34	-
北九州市	(小計) 大 中 小	499 - 5 658	-	35 - - 100	- - - -	- - - -	- - - -	35 - - 100	
福岡市	(小計) 大 中	663 - 2	100 - -	100 - -	_ _ _ _		_ _ _ _	100 - -	
熊本市	<u>小</u> (小計) 大 中	728 730 - 7	- 4				- - - -		
	<u>小</u> (小計) 大	471 478 2	95 99 -	95 99 -				95 99 -	
指定都市 合計	中 小 (小計)	204 14,608 14,814	34 1,831 1,865	28 1,747 1,775	1 132 133	6 119 125	2	34 1,866 1,900	13- 13:

				平成30年度に一般検査を実施した事業者			光 ケ	(平成30年度)	
	指定等を受けて	業務管理体制の	計画トの事業者	うち書	<u>'</u> 面検査		地検査	合	āt
	いる事業所数に よる区分	整備に関する 届出事業者数 (H30.4.1現在)	計画上の事業者 数(平成30年度)	(A)	うち改善報告を 求めた事業者数	(B)	うち改善勧告を 求めた事業者数 (b)	(A)+(B)	(a) + (b)
	大 中	-	-	-	(a) -	_	(b) -	-	_
函館市	中小	- 7	- 2	- 2	-	-	-	- 2	-
	(小計)	7	2	2				2	
	大中	-	_	_	-	_	-	-	-
旭川市	小	42	12	_	_	9	_	9	_
	(小計) 大	42	12		-	9	-	9	
青森市	中		-	-	-	-	-	-	-
	小 (小計)	31 31							
	大	-	-	_	-	-	-	-	-
八戸市	中小	- 18	2	_		_ 		- 1	
	(小計)	18	2	_	_	1	_	11	_
盛岡市	大中	_	_	_	_	_	_	_	_
300 mil 111	小 (小計)	5 5	<u>5</u> 5			4 4	<u>3</u> 3	4	3
	大	-	-	-	-	-	-	-	-
秋田市	中小	- 12	-	-	_	_	_	- 4	_
	(小計)	13 13	4	4				4	
	大中	-				-			
福島市	小	9		_	_		_	_	_
	(小計) 大	9						-	
郡山市	大中:	-	-	-	-	-	-	-	-
	小 (小計)	5 5	2	2	_ _			2 2	
	大中	-	-	-	-	-	-	-	-
いわき市	中小	7	- 1	_ _	_	_ 1		- 1	_
	(小計)	7	1	-	-	1	-	1	-
÷***	大中	-	_	_	_	_	_	_	-
宇都宮市	小	7	30 30				_		
	(小計) 大	-	30						
前橋市	中小	_	-	-	-	-	-	-	-
	(小計)	<u>8</u> 8	13 13			11 11		11 11	
	大中	_	_	-	-	-	-	_	_
高崎市	小	32	32 32	32 32	3	_	_	32	3
	(小計) 大	32	32	32	3			32	3
川越市	中	-	-	-	-	-	-	-	-
71162117	小 (小計)	7							
	大	-	-	-	-	-	-	-	-
川口市	中小	- 1	- 1	_	_			-	-
	(小計)	1	1	-	-	_	_	_	_
++ 40 -+-	大中	-	_	_	_	-	-	-	-
越谷市	中 小 (小計)	9		_		1			
	大	9	<u> </u>			1		1	
船橋市	大中小	-	-		-	-	-	-	-
	小 (小計)	<u>8</u> 8		1				1 1	
	大中	-	-					-	
柏市	中 小 (小計)	- 8				_ 2		2	
	(小計) *	8 -	2			<u>2</u> -		<u>2</u> -	
八王子市	大 中 小	_	-	_	_	_	_	-	_
, , , ,,,	<u>小</u> (小計)	9	8 8			4	4 4	4	<u>4</u>
	大中	-	-	_	-	-	-	-	-
横須賀市	中小	- 44	- 44					_ _	_
	(小計)	44	44	_	_	_	_	_	_
⇔.ı.±	大中	_	_		-		-	-	
富山市	小 (小計)	3	_	_				-	
	(小計) 大	3	_						_
金沢市	大中山	-	_	-	-		-	-	-
	小 (小計)	27 27	12 12			12 12		12 12	
	大中小	-	-	_	-	=	-	-	_
長野市	中小	- 10	_		_	_	_	-	_
	(小計)	10	-	-	-	-	-	-	-
# + +	大中	-	_ _	_				-	
岐阜市	小 (小計)	19		_	_			_	
	大	19	-					-	
豊橋市	大中小	-	-	_	-	-	-	-	-
	小 (小計)	13 13	<u>1</u> 1	1 1				1 1	

· <u> </u>					ग	成30年度に一般検	査を実施した事業者数	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	指定等を受けて	業務管理体制の 整備に関する	計画上の事業者	うち書	面検査	うち実	地検査	合	ā†
	いる事業所数による区分	届出事業者数 (H30.4.1現在)	数(平成30年度)	(A)	うち改善報告を 求めた事業者数 (a)	(B)	うち改善勧告を 求めた事業者数 (b)	(A)+(B)	(a)+(b)
	大中	-	-	_	_	_	_	_	
岡崎市	小	25 25	- 5	_ 	_	_ 5	_	- 5	
	(小計) 大	25	5	_	_	5	-	5	
豊田市	中	-	-	-	-	_	-	-	
효띠미	<u>小</u> (小計)	20 20	20 20			3	1	3	
	大		-		_	-	-	-	
大津市	中小	- 15	_	-	_	_	_		
	(小計)	15	_		_	_	_	_	
	大中	_	_	-	_	_	_	-	
豊中市	小	23	-	-	-	_	-	-	
	(小計) 大	23	-				-	-	
高槻市	中	-	-	-	-	_	-	-	
101/100/11	小 (小計)	22 22	2	2				2 2	
	大	-	-	-	-	-	-	-	
枚方市	中小	- 14	_	_	_	_	-	_	
	(小計)	14	-		-	_	_	_	
	大中	_	_	-	_	_	_	_	
八尾市	小	25	_		_	_	_	_	
	(小計) 大	25 -	-		_			_	
東大阪市	中		-	-	-	-	-	_	
	小 (小計)	15 15	_						
	大	-	-	-	-	_	_	-	
姫路市	中小	2 322	2 87	-	_	3 86	_	3 86	
	(小計)	324	89	_	-	89	-	89	
口岐士	大中	4	_	-	_	_	_		
尼崎市	小	467	72				_	_	
	(合計) 大	471	72 -				-		
明石市	中	1	-	-	-	-	-	-	
	<u>小</u> (合計)	111 112							
	大	-	-	-	-	-	-	-	
西宮市	中小	2 325	148	143	_	_	_	143	
	(合計)	327	148	143 143	_	_	_	143	
奈良市	大中	-	_	-	_	_	_	_	
示及印	<u>小</u> (合計)	9	9		_	_		_	
	大	-	-		_	_	-	_	
和歌山市	中小	- 5	_	-	_	_	_		
	(合計)	5	-	_	-	_	-	-	
	大中	_	_	_	_	_	-	_	
鳥取市	中小	26 26	17	_	_	17	_	17	
	(合計)	26	17			17	-	17	
松江市	大 中 小 (合計)	-	-	-	-	-	-	_	
	<u>小</u> (合計)	10 10	_		<u> </u>				
	大中	-	-	-	-	-	-	-	
倉敷市	ハ	25	- 6	- 6	_	[_	- 6	
	(合計)	25 25	6	6	-	_	-	6	
但士	大 中 小 (合計)	_	_		_	_	_	-	
呉市	/\ (\rightarrow=\limbda=\limbda)	1	1					_	
	大	-	-		-	-	-		
福山市	大中小	- 40	-	_	-	-	-	_	
	小 (合計)	43 43	4	4				4	
	大 中 小 (合計)	-	-				-	-	
下関市	小	- 24	_			_		_	
	(合計)	24 -	-			_	-	- -	
高松市	大中	_	_		_		_	-	
iej 사기	小 (合計)	26 26	2			2 2		2 2	
	大		-		-	2	-		
松山市	大中小	-	-	_	-	-	-	- 1	
	<u>小</u> (合計)	30 30	1	1 1				1 1	
	大	-	-		_	-	-	_	
高知市	中小	- 5	_			_	_		
	(合計)	5	-	_	_	_		_	
י אַר מִסְ ל	大中	-	_	_	_	_	_	-	
入留米市	小	22 22	-						
	(合計)	22	-	_	-	_	-	_	

					平	成30年度に一般検	査を実施した事業者	数		
	指定等を受けて いる事業所数に	業務管理体制の 整備に関する	計画上の事業者	うち書	面検査	うち実	地検査	合	it .	
	よる区分	届出事業者数 (H30.4.1現在)	届出事業者数	数(平成30年度)	(A)	うち改善報告を 求めた事業者数 (a)	(B)	うち改善勧告を 求めた事業者数 (b)	(A) + (B)	(a) + (b)
長崎市	大 中 小 (合計)	- - 18 18	- - 2	- - -	- - -	- - 2	- - -	- - 2		
佐世保市	大 中 小 (合計)	- - - 22 22	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -		
大分市	大 中 小 (合計)	- - 4 4	- - -	- - - -	- - - -	- - -	- - - -	- - -		
宮崎市	大 中 小 (合計)	- - 23 23	- - 6 6	- - 6 6	- - - -	- - - -	- - - -	- - 6 6		
鹿児島市	大 中 小 (合計)	- - 68 68	- - 5 5	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -		
那覇市	大 中 小 (合計)	- - 13	- - 8 8	- - 8 8	- - - -	- - - -	- - - -	- - 8 8		
中核市 合計	大中小	- 9 2,100 2,109		- 212 212	- 3	- 3 160 163	- - 8	- 3 372 375		

第8表 業務管理体制の整備に関する特別検査の実施状況(法人の種類別)

	Т	1				(平成30年度)
	法人の種類	平成30年度における 特別検査の実施状況 (事業者数)	行政指導に基づく 改善報告 (A)	改善勧告 (B)	改善命令(公示) (C)	(合計) (A)+(B)+(C)
	営利法人	1	-	1	_	1
	特定非営利活動法人	_	_	_	_	_
	医療法人	_	_	_	_	_
(1)厚生労働省所管	社会福祉法人	_	_	_	_	_
	地方公共団体	_	_	_	_	_
	その他	_	_	_	_	_
	(小計)	1	_	1	_	1
	営利法人	26	5	11	_	16
	特定非営利活動法人	1	_	_	_	_
	医療法人	2	_	2	_	2
(2)都道府県所管	社会福祉法人	1	1	_	_	1
	地方公共団体	_	_	_	_	_
	その他	_	_	_	_	_
	(小計)	30	6	13	_	19
	営利法人	4		2		2
	特定非営利活動法人	_	_	_	_	_
	医療法人	_		_		_
(3)指定都市所管	社会福祉法人	_		_		<u>'</u>
(3)相处部印州官		_	_	_	_	_
	地方公共団体	_	_	_	_	_
	その他	_	_	_	_	_
	(小計)	5	_	3	_	3
	営利法人	2	_	_	_	_
	特定非営利活動法人	_	_	_	_	_
	医療法人	_	-	-	-	-
(4)中核市所管	社会福祉法人	_	-	-	-	-
	地方公共団体	_	-	-	-	-
	その他	_	-	-	-	-
	(小計)	2	_	_	_	-
	営利法人	4	2	-	-	2
	特定非営利活動法人	_	-	-	-	-
	医療法人	-	-	_	_	-
(5)「(3)・(4)」以外の市町村所管	社会福祉法人	_	-	-	-	-
	地方公共団体	_	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-
	(小計)	4	2	_	_	2
	営利法人	37	7	14	-	21
	特定非営利活動法人	1	_	_	_	_
	医療法人	3	-	3	-	3
合 計 (1)~(5)	社会福祉法人	1	1	-	-	1
	地方公共団体	_	-	_	-	-
	その他					-
	合 計	42	8	17	-	25

第9表 業務管理体制の整備に関する特別検査の実施状況(事業者規模区分別)

				特別検査の	結果(件数)	(平成30年度)
	指定を受けている 事業所数による区分	平成30年度における 特別検査の実施状況 (事業者数)	行政指導に基づく 改善報告 (A)	改善勧告 (B)	改善命令(公示) (C)	(合計) (A)+(B)+(C)
	大	-	_	-	-	-
(4)原化类用心配体	中	1	-	1	-	1
(1)厚生労働省所管	小	-	-	-	-	-
	(小計)	1	-	1	-	1
	大	-	-	-	-	-
(2)都道府県所管	中	1	-	1	-	1
(2)都追府宗州官	/ \	29	6	12	-	18
	(小計)	30	6	13	-	19
	大	-	-	-	-	-
(3)指定都市所管	中	-	-	-	-	_
(3)拍走都印州官	小	5	-	3	-	3
	(小計)	5	-	3	-	3
	大	-	=	-	-	=
(4) 中井十三年	中	-	-	-	-	-
(4)中核市所管	小	2	-	-	-	-
	(小計)	2	-	-	-	-
	大	-	=	-	-	=
	中	-	-	-	-	-
(5)「(3)・(4)」以外の市町村所管	小	4	2	-	-	2
	(小計)	4	2	_	-	2
	大	_	-	_	_	_
合 計 (1)~(5)	中	2	-	2	_	2
	小	40	8	15	_	23
	総 計	42	8	17	-	25

注:(2)、(3)及び(4)について、各自治体別の内訳は、それぞれ別表「都道府県所管分」、「指定都市・中核市所管分」のとおりである。

第10表 業務管理体制の整備に関する特別検査の実施状況(都道府県所管分)

			(平成: 特別検査の結果(件数)						
	指定等を受けている	平成30年度における特別検査	/ / /		I	(A = 1)			
	事業所数による区分	の実施状況(事業者数)	行政指導に基づく 改善報告	改善勧告	改善命令(公示)	(合計)			
			(A)	(B)	(C)	(A+(B)+(C)			
北海道	大中	-	-	-	=	-			
北海坦	小	2	1	-	_				
	(小計) 大		<u> </u>			I			
青森県	中小	-	_	- 1	_	-			
	(小計)	1	=	1	_	1			
	大中	-		_	_	_			
岩手県	小	=	_		=	_			
	(小計) 大	=	=	=	=	-			
宮城県	中	-	_	-	-	-			
	小 (小計)	-				-			
	大	-	_	-	-	-			
秋田県	中小	-	_ _	-	=	- -			
	(小計)	-	=	=	=	-			
山形県	大中	_	_ _	- -	_ _	-			
山沙乐	(小計)	_	_	_	_	_			
	大	-	=	=	-	=			
福島県	中小	-	-	-	_	-			
	(小計)	-		<u> </u>		-			
	大中	-	=	-		-			
茨城県	小	-	=	=	-	=			
	(小計) 大	-							
栃木県	中	-	-	-	-	-			
100.1.014	小 (小計)	-				-			
	大中	-	-	-	-	_			
群馬県	小		=	-		=			
	(小計)	-	=	-	-	-			
埼玉県	大中	_	_	_	_	_			
河亚州	小 (小計)	-	-	=	<u> </u>	-			
	大	-	=	=	-	=			
千葉県	中小	_ _		-		-			
	(小計)	-	-	-	-				
市会初	大中	-	-	-	_ _	-			
東京都	小 (小計)	1	_	-	_	_			
	大中	-	=		_				
神奈川県	中小	- 2	_	_ 2		_ 			
	(小計)	2	=	2		2			
サイ ケロ 1日	大中	-	_ _	- -	_ _	- -			
新潟県	小	_	_		_				
	(小計) 大	-		-	<u> </u>	-			
富山県	大中小	-	-	-	_	-			
	(小計)	- -		-					
	大中				<u></u>				
石川県	小	_	=	_	_	_			
	(小計) 大	-		-		-			
福井県	大中	-	_	-	_	-			
150.7.7.75	(小計)	_ 		_ _		-			
	大	-	_	-	=	-			
山梨県	大中小	_	_ _	-		-			
	(小計)	-	_	_	_	-			
長野県	大中	_	_ _	- -	_	-			
区 土	(小計)	_		_	_	_			
	十 大	-	=	=	=	=			
岐阜県	中小	_	_	_ _		=			
	(小計)	-	_	_	_	-			

第10表 業務管理体制の整備に関する特別検査の実施状況(都道府県所管分)

	1		(平成30年月 特別検査の結果(件数)			
	指定等を受けている	平成30年度における特別検査	行政指導に基づく	改善勧告	改善命令(公示)	(合計)
	事業所数による区分	の実施状況(事業者数)	改善報告 (A)	(B)	(C)	(A+(B)+(C)
	大中	-	=		-	=
静岡県	中小	- 1	_	- 1	-	- 1
	(小計)	1	_	1	-	1
愛知県	大中		_	-		-
发从朱	小 (小計)	-		-	_	-
	大	-	=	_	-	-
三重県	中小	-	_ _	-	_ _	-
	(小計) 大	_		-		-
滋賀県	中	_	_	_	_	-
724 54 71	<u>小</u> (小計)	<u> </u>		-		-
	大中	-	_	=	-	-
京都府	/ \	_ _	-	1 -	-	-
	(小計) 大	-		-	-	-
大阪府	中	1	_	1	_	1
- 1003(1)	小 (小計)	5	<u> </u>	3 4		3
_	大中			_		
兵庫県	/]\	-		<u> </u>		
	(小計) 大	<u>-</u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	
奈良県	中	-	-	-	-	-
	小 (小計)	1	_	_		-
	大中	_		-	_	-
和歌山県	/]\	-	_	-	-	_
	(小計) 大	_ _			-	-
鳥取県	中小	-	_	=	-	_
	(小計)	2	2	1 1	-	2
4.1	大中	-	1.1			
島根県	/]\	1	_	1	-	1
	(小計) 大	1 -		1 -	-	1
岡山県	中 小	_	_	_	_	_
	(小計)	-	=	-	-	-
大 自旧	大中	-	_ _	-	_ _	-
広島県	(小計)	-		=	_	-
	大中	-	=		_	-
山口県	中小	_ _	_	-		-
	(小計)	-	=	-	-	-
徳島県	大中	_	=	_ _	_	-
100 to 110	小 (小計)	3		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>
	大中	-	-	=	=	-
香川県	小	1	_ _	1	-	1
	(小計) 大	1 -		1	_ 	1
愛媛県	大中小	-	-	_	-	-
	(小計)					<u> </u>
	大中					-
高知県	小	1	1	_	_	1
	(小計) 大	1 -	1 -	-		1
福岡県	大中小	-	_	- 1		-
	(小計)	1		1	_	1
/+ hu IB	大中	_ _	- -	- -	- -	- -
佐賀県	<u>小</u> (小計)	1		_	_	_
	大 中	-	= =	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>
長崎県	中 小	_	_ _	_ _	_ _	- -
	(小計)	-	=	=	-	_

第10表 業務管理体制の整備に関する特別検査の実施状況(都道府県所管分)

			特別検査の結果(件数)			
	指定等を受けている 事業所数による区分	平成30年度における特別検査 の実施状況(事業者数)	行政指導に基づく 改善報告	改善勧告	改善命令(公示)	(合計)
			(A)	(B)	(C)	(A+(B)+(C)
	ᄎ	-	=	=	=	-
熊本県	中小	- 2	_ _	- 1	-	
	(小計)	2	_	1	-	
	大·	=	-	=	=	
大分県	中小	-	- 1	-	-	
	(小計)	1	1	-	_	
	大	-	-	-	-	
宮崎県	中小	- 2	=	=	=	
	(小計)	2				
	大	-	-	-	-	
鹿児島県	中小	-	-	-	-	
	(小計)	1	1			
	大	-	<u>-</u>	-	-	
沖縄県	中	-	-	-	-	
	小 (小計)	1		1	_	
	大	-	_	=	=	
合計	中	1	-	1	=	_
	小 総計	29 30	6	12		1

			特別検査の結果(件数)			(平成30年度
	指定等を受けている 事業所数による区分	平成30年度における特別検査 の実施状況(事業者数)	行政指導に基づく 改善勧告 (A)	改善勧告 (B)	改善命令(公示) (C)	(合計) (A+(B)+(C)
札幌市	大中小	-	- - -	- - -	-	
仙台市	(小計) 大 中 小	- - - -			- - - -	
さいたま市	(小計) 大 中 小				- - -	
千葉市	(小計) 大 中 小					
横浜市	(小計) 大 中 小				-	
川崎市	(小計) 大 中 小		- - -	_ - - -		
相模原市	(小計) 大 中			- - -	-	
新潟市	小 (小計) 大 中 小		- - - -			
静岡市	(小計) 大 中 小	2 2 -		1 1 -	-	
浜松市	(小計) 大 中		- - - -	- - - -	- - -	
名古屋市	小 (小計) 大 中			- - -	-	
京都市	小 (小計) 大 中	- - - -	<u>-</u> - -	- - -	- - -	
大阪市	小 (小計) 大 中	- - - -		- - - -	- - -	
	小 (小計) 大 中	1 1 -		- - - -		
堺市	小 (小計) 大 中	_ _ _ _		- - - -	- - -	
神戸市	小 (小計) 大 中	1 1		1 1 - -		
岡山市	小 (小計) 大 中	-		- - -	-	
広島市	小 (小計) 大 中		- - -		-	
北九州市	中 小 (小計) 大 中	1 1	- - - -	1 1 	- - -	
福岡市	小 (小計) 大	_ _ _ _	- - - -	- - -	- - -	
能本市	中 小 (小計)		- - - -	- - -		
指定都市 合計	中 小 (小計)	5 5	- - -	- 3 3		

				特別検査の結果(件数)		(平成30 特別検査の結果(供数)		
	指定等を受けている	平成30年度における特別検査			(合計)			
	事業所数による区分	の実施状況(事業者数)	打政指導に基づく 改善勧告 (A)	以普動古 (B)	改善命令(公示) (C)	(A+(B)+(C)		
	大	-	-	-	-	(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
函館市	中小	-	- -	- -	- -			
	(小計)	_	-	-	_			
旭川市	大中	_	-	_	_			
7571117	小 (小計)	-						
	大中	=	-	=	-			
青森市	/ \	_	_		_			
	(小計) 大	<u>-</u>		<u> </u>	<u> </u>			
八戸市	中	-	-	-	-			
	小 (小計)		_ _	<u> </u>				
	大中	-	-	-				
盛岡市	小	-	-	_	_			
	(小計) 大	-	-	<u> </u>	=			
秋田市	中	-	-	-	-			
	小 (小計)							
	大中							
福島市	小	=	_ _	<u>-</u>	_ 			
	(小計) 大	<u>-</u>			<u> </u>			
郡山市	中	-	-	-	_			
	小 (小計)							
	大中	_	-	_	_			
いわき市	/ \	_	_		=			
	(小計) 大	-	-	<u> </u>	=			
宇都宮市	中	-	_	-	-			
丁铜 呂 印	小 (小計)	-	_ _					
	大	-	-	-	-			
前橋市	中小	-	- -	- -	_ _			
	(小計)		-	_				
高崎市	大中	-	_	-	_			
163.53.11	小 (小計)	-						
	大中	-	-	-	=			
川越市	小		_	- -	_ _			
	(小計)	-	-		_			
川口市	大中	-	_	-	_			
	(小計)	-	_ _					
	大中	-	-	-	-			
越谷市	小	_ 		 				
	(小計)							
船橋市	大中	_	_	-	-			
	<u>小</u> (小計)				<u> </u>			
	大中	-	-					
柏市	小	-	_ _					
	(小計) 大	-		<u>-</u>				
八王子市	中	-	-	-	_			
	<u>小</u> (小計)							
	大中	_						
横須賀市	/ \	=	_ _	<u>-</u>	_ 			
	(小計) 大	-		<u>-</u>				
富山市	中	_	-	-	_			
	/j\ (小計)	-		-	-			
	大中	-	-	-	=			
金沢市	小	-	_ _		_ _			
	(小計) 大							
長野市	中	_	_	-	=			
-11.14	<u>小</u> (小計)	_	-	<u> </u>				

				特別検査の	針甲(肝粉)	(平成30年度)
	指定等を受けている	平成30年度における特別検査	((A = 1)
	事業所数による区分	の実施状況(事業者数)	行政指導に基づく 改善勧告	改善勧告	改善命令(公示)	(合計)
			(A)	(B)	(C)	(A+(B)+(C)
	大中		=	=	-	=
岐阜市	小	-	=	=	=	=
	(小計) 大	-	=	-	-	
豊橋市	中	_	-	-	-	-
中间中	/\ / d>=±\	-	_	-	-	_
	(小計) 大			<u> </u>	<u> </u>	=
岡崎市	中	-	-	-	-	-
	小 (小計)					
	大	-	-	-	-	_
豊田市	中小	_ _	_ _	-	-	_ _
	(小計)	-	=	-	-	-
	大中		=	=	=	=
大津市	小	_	_	-	-	_
	(小計)	_	_	-	-	_
曲由士	大中	_ _	=	=	=	=
豊中市	小	1	_	=	=	-
	(小計) 大	1 -		-	-	-
高槻市	中	_	-	-	-	-
	小 (小計)	_ 	= -	<u> </u>	<u> </u>	-
	大	-	-	-	-	_
枚方市	中小	_ _	_	-	-	=
	(小計)	-	=	=	=	=
	大中	_	_	_	_	_
八尾市	小	_	_	-	-	_
	(小計)	-	-	1		_
****	大中	- -	- -	=	-	=
東大阪市	小	-	-	-	-	-
	(小計) 大	- -	=	-	-	_
姫路市	大中	_	-	-	-	-
ΔΕΕΙ 11.	小 (小計)	1	=	=	=	=
	大	-	-	=	_	-
尼崎市	中小	_	-	_	_	_
	(小計)	_	_			_
	大中	_		_	_	_
明石市	小	_	-	-	-	-
	(小計)	=	=	=	=	_
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	大中	- -	- -	=	-	=
西宮市	小	-	-	-	-	-
	(小計) 大	_ 		-	<u> </u>	<u>-</u>
奈良市	大中	_	-	-	-	-
	小 (小計)		_	-		<u> </u>
	大中	-	-	-	-	-
和歌山市	小	- -	- -	- -	- -	- -
	(小計)	_	-)	-	_
<u> </u>	大中小	- -	- -	- -	- -	- -
鳥取市	小	_	-	-	-	_
	(小計) 大	<u> </u>		<u>-</u> -	<u>-</u> -	<u> </u>
松江市	大中小	_	=	-	-	=
יויביער	(八八重十)	_	_	-	-	-
	大	-	-		=	_
倉敷市	大 中 小 (小計)	_	-	-	-	-
	(小計)					
	大中小		=	=	=	
呉市	小	_	- -	- -	_ _	_ _
	(小計)	-	-	-	-	_
±=.1±-	大中	_	_ _	_ _	_ _	_
福山市	小	_	-	-	-	_
	(小計) 大	-			<u>-</u>	-
下関市	大中	_	=	_	_	-
山田	(小計)	_	_	_	_	_
	(小計)	<u>-</u>				

			特別検査の結果(件数)			(平成30年度
	指定等を受けている 事業所数による区分	平成30年度における特別検査 の実施状況(事業者数)	行政指導に基づく 改善勧告	改善勧告	改善命令(公示)	(合計)
			(A)	(B)	(C)	(A+(B)+(C)
	大中	_	_	-	_	
高松市	小	_	_	_	_	
	(小計)	_	_	-	_	
	大	-	-	=	-	
松山市	中小	=	=	=	=	
	(小計)					
	大	-	-	-	-	
高知市	中	-	-	-	-	
15174.15	/J\	=	=	=	=	
	(小計) 大	_ 			_	
カロル士	中	_	_	-	_	
久留米市	小	_	_		_	
	(小計)	-			_	
	大中	_	_	_	_	
長崎市	小	_	_	=	_	
	(小計)	=	=	=	=	
	, <u>추</u>	-	-	-	_	
佐世保市	中小	_	_	_	_	
	(小計)	_				
	大	-	-	-	-	
大分市	中	-	-	-	-	
) (), ().	/ <u> \</u>	=	=	=	=	
	(小計) 大		<u> </u>		_	
中林士	中	_	_	-	_	
宮崎市	小	_	_		_	
	(小計)	-			_	
鹿児島市	大中	_	_	_	_	
	小		_	_	_	
	(小計)	-	-	-	_	
那覇市	大	-	-	-	_	
	中	-	-	_	-	
	<u>小</u> (小計)	-		_	_	
	大			_		
中核市	中	_	-	_	_	
合計	小	2		-	_	
	総計	2	_	=	-	

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律 の整備に関する法律(第9次地方分権一括法)の概要

令和元年5月31日成立 令和元年6月7日公布

第9次地方分権一括法

「提案募集方式(※地方の発意に根差した取組を推進するため、平成26年から導入)」に基づく地方からの提案について、「平成30年の地 方からの提案等に関する対応方針」(平成30年12月25日閣議決定)を踏まえ、都道府県から中核市への事務・権限の移譲や 地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備を行う。

改正内容

○都道府県から中核市への事務・権限の移譲

介護サービス事業者の業務管理体制の整備について、届出・立入検査等に係る事務・権限を都道府県から中核市へ移譲 (介護保険法)

○地方公共団体への事務・権限の移譲

介護サービス事業者の業務管理体制の整備について、届出・立入検査等に係る事務・権限を都道府県から 中核市へ移譲(介護保険法)

- 介護サービス事業者について、事業所が一の中核市にとどまる場 合には、業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査等の 事務・権限を中核市へ移譲する。
- これにより、例えば事業所で不正事案が発生した際に、事業所へ の立入検査に加え、事業者本部への業務管理体制の検査による包 括的な確認が可能となるなど、迅速かつ効率・効果的な監督に資す る。

権限	都道府県	中核市
介護サービス事業所の指定 に関する事務・権限		0
介護サービス事業者の業務 管理体制に関する届出・立 入検査等に係る事務・権限 (事業所が一の中核市内に とどまる事業者に限る。)	0	

業務管理体制の整備に関する届出について

介護サービス事業者は、次の区分に応じ、当該各号に定める者に対し、業務管理 体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

令和3年3月31日まで

令和3年4月1日から

【届出先区分】

事業所・施設が3以上の地方厚 生局の区域に所在する事業者 (法第115条の32第2項第5号)

事業所・施設が2以上の都道府 県に所在し、かつ、2以下の地方 厚生局の区域に所在する事業者 (法第115条の32第2項第2号)

事業所・施設が同一都道府県内 に所在する事業者(法第115条 の32第2項第1号)

事業所・施設が同一指定都市内 に所在する事業者(法第115条 の32第2項第3号)

【届出先】

厚生労働省 老健局

主たる事務所の所在

都道府県

指定都市

市町村(中

核市含む)

【届出先区分】

事業所・施設が3以上の地方厚 生局の区域に所在する事業者 (法第115条の32第2項第6号)

事業所・施設が2以上の都道府 県に所在し、かつ、2以下の地方 厚生局の区域に所在する事業 者(法第115条の32第2項第2

事業所・施設が同一都道府県内 に所在する事業者(法第115条 の32第2項第1号)

事業所・施設が同一指定都市内 に所在する事業者(法第115条 の32第2項第3号)

事業所・施設が同一中核市内に 所在する事業者(新法第115条 の32第2項第4号)

地域密着型サービスのみを行う 市町村内に所在する事業者(法 第115条の32第2項第5号)

【届出先】

厚生労働省 老健局

主たる事務所の所在 する都道府県

都道府県

指定都市

<u>中核市</u>

市町村

地域密着型サービスのみを行う 事業者で、事業所・施設が同一 市町村内に所在する事業者(法 第115条の32第2項第4号)

事業者で、事業所・施設が同一